

猫の適正管理普及推進のためのガイドライン

平成29年3月

兵庫県動物愛護センター

目次

I	はじめに	1
II	本ガイドラインをご覧になる方へ	1
III	猫を取り巻く状況と課題	2
IV	猫についての基礎的知識	
	繁殖	2
	狩猟行動	3
	行動範囲	4
	寿命・疾病	4
	完全屋内飼育	5
V	基本的な考え方	
	猫の分類(猫が置かれている状況による分類)	6
	取り組みの基本	7
VI	具体的な対策	
	「飼い猫」への対策	8
	「飼い主のいない猫」への対策	11
	猫との距離感	18
	忌避の方法(猫が庭に入らない方法)	19
	災害に備えて	21
VII	今後の取り組みの方向性	23
VIII	おわりに	24
IX	資料編	(別冊)

I はじめに

都市化の進展や核家族化、少子高齢化等を背景として、人の生活における伴侶動物の重要性が高まっています。その一方で、動物の飼育に関連した問題も多く、特に不適切な餌付けや多頭飼育等に起因する生活環境の保全上の支障が発生し、行政として適切な対策が求められています。

このような状況の中、兵庫県では、平成5年に「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」の実現に向け、さまざまな取り組みを行ってきました。その結果、一定動物の飼い主の意識の向上が図られ、犬及び猫の殺処分数も減少しましたが、未だ十分ではありません。

特に、代表的な伴侶動物である犬と猫のうち、殺処分数で見るとその8割以上を猫が占めており、また、兵庫県動物愛護センターには猫による迷惑に関する苦情・相談が多数寄せられています。

このたび、このような現状を踏まえ、地域で人と猫が共生していくための基本的な考え方やルールを示したガイドラインを作成しました。本ガイドラインが多くの人に「猫の問題」について関心を持って頂くとともに、猫の習性や飼い主としての責任の重要性、飼い主のいない猫への対策等について理解を深め、各地域の実情に見合った対策を考えるうえで参考となれば幸いです。

II 本ガイドラインをご覧になる方へ

猫を飼育する際には、命あるものである猫の適正な飼育に全ての責任を負う者として、猫の生理や習性を理解し、終生愛情を持って接することが大切です。さらに、種々の価値観や感情を持つ人々がくらす社会の中で猫を飼育するには、周囲の人々の理解を得られる猫の飼育に関するルールも必要となります。

また、殺処分している子猫の大部分は飼い主のいない猫から生まれており、猫に関する苦情・相談も飼い主のいない猫に関するものが多くを占めています。

本ガイドラインは、猫の飼い主だけではなく地域の住民や飼い主のいない猫に関与している方々が、共通の理解を持って猫とくらすための基礎的知識や基本的な考え方についてまとめており、一般の飼い主が猫を飼育する場合の参考にして頂くとともに、市町の担当部局や地域の方々がマニュアルやルール作りをする際に役立てて頂くことを想定しています。

Ⅲ 猫を取り巻く状況と課題

人の生活における伴侶動物の重要性が高まるなか、代表的な伴侶動物である犬と猫については、(一社)ペットフード協会が平成28年に行った飼育実態調査によると全国で、犬が987万8千頭、猫が984万7千頭飼育されており、時系列でみると、猫の頭数は昨年とほぼ同じ、犬の頭数は減少傾向にあるとの結果でした。総務省統計局の人口推計(平成28年9月)では、15歳未満の人口が1,579万7千人ですから、今や子供の数よりも犬・猫の飼育頭数の方が多くなっています。

一方、特に市街地では猫を原因とする様々な問題が発生し、県民の皆様から多くの苦情・相談が兵庫県動物愛護センターに寄せられています。平成27年度の猫に関する苦情・相談は2,998件でした。猫がこのような苦情・相談の対象となっている背景には、猫の飼い主が屋内飼育や不妊措置、飼い主の明示措置等の責任を適切に果たしていないことや、猫への恣意的な餌やり行為により飼い主のいない猫が繁殖し、糞尿による悪臭、庭や畑荒らし、ゴミあさり等の問題を引き起こしていることがあります。

また、このような状況の中、兵庫県動物愛護センターでは平成27年度に2,458頭(成猫619頭、子猫1,839頭)の猫を引き取り、うち2,260頭(成猫586頭、子猫1,674頭)を殺処分しています。平成17年度の猫の殺処分数は4,812頭でしたので、この10年間で半減はしていますが、犬の処分数が、この10年間で約8分の1に減少(H17年度2,957頭→H27年度365頭)していることからみても、猫の問題に関する対策は十分ではありません。

Ⅳ 猫についての基礎的知識

繁殖

1 性成熟

性成熟の時期は、気温、天候、オス猫の存在、発情メス猫の存在、栄養状態など飼育環境や外的要因の影響を受けて変動します。

生後7ヶ月ほどもすれば生殖器は十分に発達しますが、一般的にはメス猫は約5～9ヶ月齢、オス猫は約9～12ヶ月齢頃に性成熟を迎えると言われています。なお、屋外で生活する飼い主のいない猫の性成熟は、雌雄ともやや遅れるとの報告があります。

2 繁殖期

メス猫には1年に複数回、季節に連動した繁殖期が訪れます。

メス猫の繁殖期は通常2回、ピークは2～4月上旬及び6～8月の間に多く見られますが、繁殖期の開始時期は様々な要因によって左右され、1日の日照時間が12～14時間程度になると、その44～45日後に発情が誘発されると言われています。繁殖期が比較的温暖な時期に集中しているのは、エサが少なく環境の厳しい冬よりもエサが豊富で環境が穏やかな季節に出産した方が、子猫の生存率が高まるためと考えられます。

オス猫は、メス猫が発情する季節に合わせて発情します。

性成熟を迎えた猫は、以後、1年のうち一定の時期に訪れる繁殖期に合わせて異性を受け入れるようになります。

3 発情・妊娠・出産

発情期は、メス猫がオス猫のアプローチを受け入れる時期です。交尾があれば約4日、交尾がなければ5～10日程度続きます。オス猫を最も受け入れやすくなるのは、開始3～4日目とされています。

メス猫は発情期になって卵胞が発育しても自然に排卵することではなく、交尾刺激を受けて初めて排卵が起こります（交尾排卵）。自然排卵の場合、排卵が起こったタイミングで精子と出会わなければ受精できないのに対し、交尾排卵の場合は、交尾刺激によって排卵するため精子と出会う確率は高く、交尾をすれば非常に高い確率で妊娠すると言われています。つまり、猫は発情期中に交尾さえすれば、その刺激でメス猫は排卵し、妊娠することができるのです。また、猫は交尾する度に排卵するので、同じ発情期に複数頭のオス猫と交尾した場合、一度の出産で父親の違う子猫を産むこともあります。つまり、一度目の交尾で排卵刺激が加わった後も、発情が終わるまでに他のオス猫と交尾する可能性は十分にあり、まだ受精していない卵子や排卵していない卵子が残っていれば、2頭目以降のオス猫にも父親になるチャンスは残されているのです。発情期初日に一度だけ交尾したメス猫の排卵率が60%であるのに対し、5日目では83%にまで高まり、発情5日目で3回交尾した場合の排卵率は100%になるとの調査結果もあります。

こうして妊娠したメス猫は、約63日間ほどの妊娠期間を経て、一度に2～6頭ほどの子猫を産みます。一方、発情期に交尾しなかったメス猫は、また新たに卵巣で卵胞が発育し、再び発情を繰り返します。

狩猟行動

猫は通常狩りが得意で、主にげっ歯類や庭に来る小鳥といった小さな獲物を狩って殺します。狩りの技術が発達するにはいくらかの学習が必要であり、ほとんどの猫では、この学習は子猫の時に行われます。

猫の主な狩猟戦略には、巡回と待ち伏せがあります。耳をそば立てて獲物の姿や音を求めて狩猟域を歩き、狩りを行う場合もあれば、獲物が豊富な場所にじっと座り、襲いかかる機会を待つ場合もあります。広い場所に出て獲物を追うよりむしろ身を隠しながら狩りを行い、一度狙った獲物を取り逃しても、執拗に追い回すことはありません。

行動範囲

同種の他個体の侵入を積極的に排除し占有する領域のことを「縄張り（テリトリー）」と呼び、日常的に行き来する範囲のことを「生活圏」と呼びます。猫は全ての活動の約95%を生活圏で行うと言われています。

イギリスのある調査では、屋外で生活しているメス猫の平均生活圏サイズは、1.68平方キロメートル、オス猫は6.12平方キロメートルに及ぶという結果が出ています。しかし、猫の生活圏の広さは、食料の豊富さによって大きく変動し、十分なエサがある場所におけるメス猫の生活圏が100メートル×80メートル程度まで小さくなり、逆に、エサがあまりない場所においては40平方キロメートルまで広がるのが、別の調査で確認されています。

自由に放浪しているオス猫の生活圏は、概ね不明瞭です。これは、メス猫の生活圏が食料の豊富さによって決まるのに対し、オス猫の生活圏が主としてメス猫の存在によって決まるためだと考えられています。メス猫を求めてうろうろと歩き回る結果、生活圏がメス猫の約3.5倍にまで膨らんでしまうのです。

寿命・疾病

ペットの平均寿命は、フードや医療など飼育環境の改善により年々伸びています。猫についても同様で、完全屋内飼育の飼い猫の寿命は15年ほどと言われ、20歳を超える猫も珍しくありません。その一方で、屋外で生活する飼い主のいない猫の寿命は3～5年程度と言われています。

屋外で生活する飼い主のいない猫の寿命が、完全屋内飼育の猫の寿命の3分の1程度であるのは、交通事故はもちろんケンカによるケガや感染症、飢餓などの危険に常に曝されていることが要因であることは容易に想像できます。

1 猫ウイルス性鼻気管炎

猫ヘルペスウイルス1型の感染によって起こる上部呼吸器感染症で、猫のウイルス性上部気道感染症の約半数を占めます。特に、屋外で生活する飼い主のいない猫の群れや多頭飼育環境下で多く認められます。

ウイルスは感染猫の唾液や鼻汁などに含まれ、接触感染や飛沫感染が主な感染経路となります。

急性期と慢性期に分けられ、急性期では発熱、くしゃみや鼻水、涙や目やに、口内炎や流涎、咳、食欲不振などの症状を呈し、進行すると結膜炎から潰瘍性角膜炎を引き起こし穿孔することもあります。幼猫では進行が早く、死に至ることも少なくありません。

慢性期では症状が落ち着くものの、回復後もほとんどの猫が生涯にわたりウイルスのキャリアとなり、ストレスや免疫抑制等によるウイルスの再活性化により、再発症やウイルス排出が起こります。

感染猫との接触を避けることが最大の予防法であり、良好な飼育環境での飼育が発症を抑えることにつながります。

2 猫免疫不全ウイルス感染症

「猫エイズ」とも呼ばれ、感染猫の多くは慢性口内炎、慢性呼吸器疾患、貧血、腸炎などの症状を呈し、数年にわたって徐々に衰弱し、最終的に死に至ります。

感染の大半は、感染猫による咬傷（ケンカ、交尾）が原因です。交尾による感染は、交尾自体の感染率はそれほど高くないものの、ネックグリップと呼ばれるオス猫がメス猫の首元にかみつ়く行為が感染の大きな原因と考えられています。

屋外および屋内外を自由に行き来して飼育されている猫に感染が多く、有効な治療法はなく、感染猫からの隔離以外に予防法はありません。

3 猫白血病ウイルス感染症

レトロウイルスの猫白血病ウイルスが原因となり、免疫力の低下や貧血、リンパ腫などを引き起こします。

感染経路は感染猫の唾液などの分泌物から感染する水平感染と、感染母猫から胎児に感染する垂直感染があります。水平感染が成立するためには、猫同士の長期にわたる濃厚な接触が必要とされています。

猫白血病ウイルスの感染率は、猫の飼育密度と直接的に関連し、多頭飼育や多くの猫が屋外飼育されている地域では高くなります。

ウイルス感染自体に対する特異的な治療法はなく、感染猫との接触を避けることが最も有効な予防法です。

完全屋内飼育

数年前に比べれば完全屋内飼育されている猫も多くなりましたが、まだまだ屋内と屋外を自由に行き来して飼育されている猫や、エサだけを与えられ屋外で生活している猫をたくさん見かけます。

猫の完全屋内飼育については、「猫を屋内に閉じ込めて飼うなんてかわいそう」という声を今でも頻繁に耳にします。しかし、完全屋内飼育は猫にとって本当にかわいそうな飼育方法なのでしょうか。猫の本質的な生理・生態に照らし合わせてみると、メス猫は多くの獲物を得るためにより広い生活圏を求め、オス猫はメス猫を求めて広い生活圏を求めます。十分なエサを保証されている飼い猫や不妊措置を施された飼い猫にとっては、広い生活圏は必要ないのです。屋外で生活する飼い主のいない猫の寿命が完全屋内飼育の飼い猫の寿命に比べて3分の1ほどでしかないことから考えても、完全屋内飼育は猫を交通事故や感染症の危険から守ることはもちろん、猫にとって安全で快適な飼育環境なのです。

最近、床には猫の糞尿が堆積し、100頭ほどの猫が家を占拠している映像をニュース等で目にすることがあります。猫にとって安全・快適な屋内で不妊措置を施さずに、性別の違う複数頭の猫を自由に交尾できる状態で飼えば、メス猫1頭につき毎年最低2回、1回につき5頭ほどの子猫を確実に産み続けます。最初は雌雄1組だった猫が50頭、100頭になるにはそれほどの時間は要しません。十分なエサが保証されている飼い猫であれば生活圏は狭く、100頭程度の猫を1軒の家屋で飼うことは不可能なことではありません。ただし、これは猫や飼い主の生活の質は度外視した場合に限ります。

ひとりの飼い主が責任を持って完全屋内飼育できる猫の数とは、いったい何頭程度なのでしょうか。もちろん、生活環境や家庭環境、家族構成、経済状態等で異なりますが、災害発生時に飼い主と一緒に同行避難することを考えれば、飼い主ひとり当たり多くても2頭程度ではないでしょうか。

飼い主が責任を持って飼育できる数の猫を不妊措置を施し、完全屋内飼育することは、猫だけでなく飼い主にとっても安全で快適なのです。

V 基本的な考え方

猫の分類(猫が置かれている状況による分類)

猫の問題を考える時、その猫が置かれている状況により、取り組みの方向性を議論する必要があります。その境界は現実には明確ではないにしても、猫を分類し、問題を整理して考えることが重要です。

本ガイドラインでは、便宜上、人との関わりの程度により以下のように猫を3種類に分類し記述を進めていきます。

1 飼い猫

特定の飼い主が存在する猫のことで、飼い主に所有・占有の意思を持って継続的に給餌・給水等の世話をされている猫。屋内のみで飼育されている猫、屋内と屋外を行き来している猫、屋外でのみ世話を受けている猫などがあります。

2 飼い主のいない猫

エサを与える者等の関与者に一定依存して地域でくらしているが、所有・占有の意思を示す者はいない猫。

3 自らテリトリーを守り生活している猫

エサを与える者等の特定の関与者を持たず、自らエサを得るためのテリトリーを守り生活している猫。言い換えると都市環境の中での野生動物として生息している猫とも言えます。

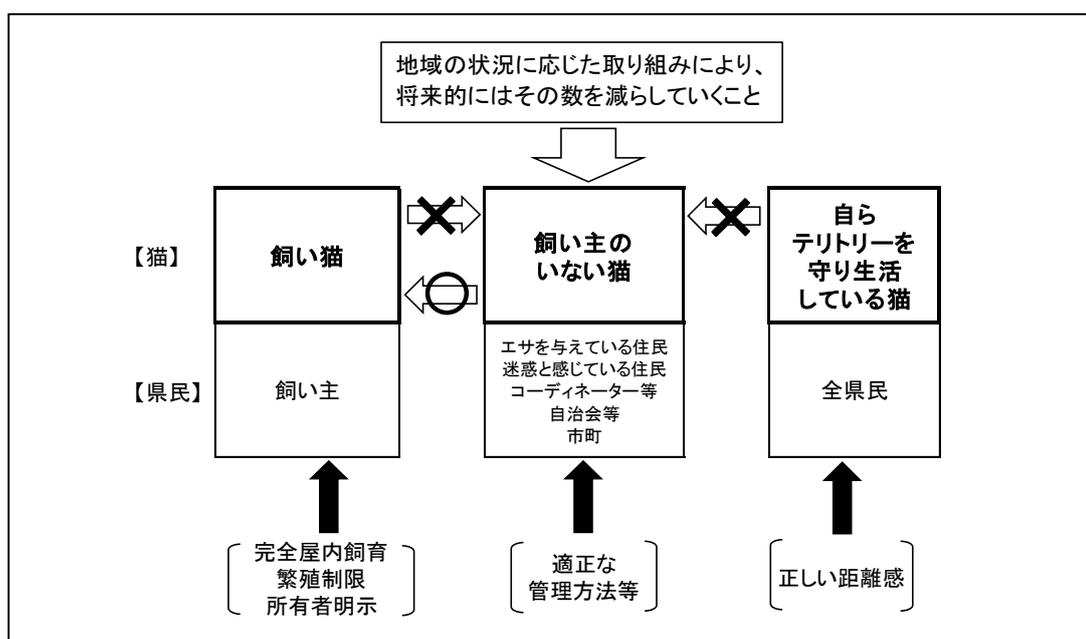
取り組みの基本

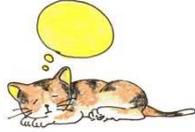
まずは、猫の飼い主にはその責任を明確化し、完全屋内飼育、繁殖制限等を徹底させることが大前提となります。

猫の問題の多くは飼い主のいない猫から発生しています。自らテリトリーを守り生活している猫については、みだりにエサを与えないことなど、正しい距離感を持つよう広く啓発し、飼い主のいない猫を生み出さないための取り組みを進めます。

そのうえで、現に地域でくらしている飼い主のいない猫については、その地域に応じた方法でその数を減らしていくことが必要です。

上述の基本的な考え方を図示すると以下のようになります。





猫の路上死について

平成 27 年度に淡路島内の県道・市道で死亡した猫は約 750 頭にのぼり、これは淡路島内を管轄する動物愛護センター淡路支所で引き取り、殺処分した猫 195 頭のおよそ 3.8 倍となっています。また、京都府の推計では、府内全体で 1 年間におよそ 6,800 頭もの猫が路上で死亡している可能性があり、引取り数の 10 倍程度が路上死しているかもしれないとされました。【獣医畜産新報(2016, No12, P900)】

こういった交通事故が主な原因と推察される路上死を防ぐ方法として、飼い猫については「完全屋内飼育」が挙げられます。

ところが飼い主のいない猫については、飼い猫のような対策をとることは事実上不可能です。また、路上で死亡し発見された猫だけではなく、人目につかない場所で人知れず死んでいる猫が相当数いることは容易に想像できます。こういったことから、飼い主のいない猫については、その数を減らしていくことが重要です。

VI 具体的な対策

「飼い猫」への対策

猫の飼い主がその責任をしっかりと果たし、終生その猫を飼育することが猫の問題を解決していくための大前提となります。猫の飼い主責任は具体的には「完全屋内飼育」「繁殖制限」「所有者明示」の 3 点に尽きると考えられます。

1 完全屋内飼育

飼い猫には、屋内のみで飼育されている猫(完全屋内飼育)、屋内と屋外を自由に行き来している猫、屋外で世話を受けている猫などがありますが、猫の飼い主には以下のことから、完全屋内飼育をすることが強く求められています。現代においては、住宅密集地域において猫を完全屋内飼育することは、もはや義務と言っても過言ではないと思われれます。

【迷惑の防止】猫の糞尿による悪臭、庭や畑荒らし、ゴミあさり等の苦情・相談が兵庫県動物愛護センターにも多数寄せられています。飼い主さんが気付かないところで、外に出た飼い猫がご近所の迷惑になっていることもあります。

【猫の安全】屋外には交通事故はもちろん、猫同士のケンカによるケガや感染症など猫にとっての危険がたくさんあります。屋外でくらす猫の寿命は、完全屋内飼育の猫の 3 分の 1 以下とも言われており、

猫自身の健康と安全を守るためにも完全屋内飼育は必須と言えます。

【生理・生態】完全屋内飼育について「猫を閉じ込めて飼うのはかわいそう」という声をよく聞きますが、待ち伏せ型の狩りをすることから運動量があまり必要ではなく、また、生活圏の意識が自在に変化する猫にとっては、不妊措置を施したうえで十分なエサと安全を保証してあげれば、猫の生理・生態から見ても「閉じ込めている」「我慢をさせている」ということには全くならないと考えられます。

2 繁殖制限

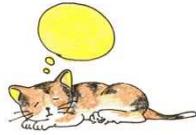
猫は繁殖が非常に得意な動物です。不妊措置(避妊、去勢手術)を施さず、雄雌を自由に交尾できるような環境で飼育すれば、あっという間に10頭、30頭、50頭、100頭と増えていき、いわゆる多頭飼育崩壊といった状況に陥る可能性があります。このような状況に陥れば、悪臭や鳴き声など、近隣への生活環境上の支障が生じることはもちろん、猫にとっても非常に不幸な状況となります。なにより、飼い主の社会生活が崩壊することとなってしまいます。不妊措置の実施は飼い主の義務と考えてください。

飼い猫に不妊措置が不可欠な理由は、増えないようにすることだけではありません。むしろ、一般の飼い主さんにとっては次のようなメリットの方が重要です。

【猫の健康】一般的に避妊手術は子宮と卵巣を摘出します。それにより、メス猫では女性ホルモンに起因する乳腺腫瘍の発生率低下が期待でき、子宮蓄膿症や卵胞嚢腫等の子宮や卵巣自体に起きる病気を防止することができます。

一方、去勢手術は精巣を摘出するため、オス猫では男性ホルモンに起因する前立腺疾患の発生率が低下し、精巣腫瘍等の精巣自体に起きる病気を防止することができます。また、オス猫の場合は、生まれ持った性格は変わることはありませんが、男性ホルモンに起因する発情期の興奮や闘争、放浪などが少なくなることにより、猫免疫不全ウイルス感染症や猫白血病ウイルス感染症などへの感染のリスクを下げるのが期待できると言われています。

【穏やかな暮らし】発情期には、メス猫の異常な鳴き声やメス猫の発情に反応したオス猫のメス猫を求める行動など、普段の飼い猫との穏やかな生活を阻害する出来事が色々と起こります。穏やかな飼い猫とのくらしのためにも避妊・去勢手術は必要です。また、オスのスプレー行動など性ホルモンに関係すると考えられている問題行動の防止にもつながります。



早期不妊手術について

不妊手術を行う時期については、アメリカでは10年以上前からシェルターにおいては8～16週齢の性成熟前に、一般の飼い猫においても生後4ヵ月齢程度で不妊手術が行われ、「遅くても生後6ヵ月齢まで」という考え方が一般的になっています。しかし、日本では、早期不妊手術による発育不良や行動、骨の成長閉鎖延長、泌尿器疾患、免疫機能の低下、肥満等様々な影響への不安から生後6ヵ月齢頃が目途とされてきました。

現在では、早期不妊手術による影響に関する調査も多々行われ、一般に考えられていたような早期不妊手術による身体及び行動上の問題は生じないことが科学的にも確認されています。さらに、早期不妊手術には手術時間の短縮や術後の速やかな回復、性成熟前の手術実施による100%の繁殖防止等のメリットが考えられるほか、メス猫では初回発情前の実施により乳腺腫瘍の発生率が低下することもわかっています。

3 所有者明示

猫の所有者がその猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、迷子の防止だけではなく、責任の所在を明確化し所有者の意識向上にも効果があります。

完全屋内飼育をしているご家庭でも万一の逃走に備えて、所有者明示措置は必ず行ってください。非常災害時には猫の逃走を防ぐことが出来ないことも予想されます。混乱の中では、飼い猫が飼い主さんの元に戻るか否かは、所有者明示措置の有無にかかっていると言えます。

具体的な方法は、下記のとおりですが、それぞれに長所短所がありますので、これらを併用することが理想的です。

【首輪】猫に首輪を着けただけでは、万一迷子になった時、飼い猫であることは分かっても、飼い主さんの元へ返ってくる手助けにはなりません。首元で名札がゆれることを嫌がる猫もいます。首輪に直接、油性のマジック等で飼い主の電話番号や氏名を書くことを勧めています。

また、「首輪が木の枝などに引っ掛かって、首つりにならないか心配」といった声もよく聞きますが、強い力がかかると首輪のホックが外れるようになっているものや、首輪の一部がゴムで出来ていて首から首輪が抜けるものなどが製品化されていますので、これらの製品を利用することも良いでしょう。

【名札】首輪に付属しているものや、形や大きさ、首輪への取り付け方法等様々なものが製品化されています。名札を着けていると飼い主の情報があると発見者が認識しやすいので、非常に有効な手段です。ただし、取れてしまったりすることもあるので、上述したとおり首輪にも直接飼い主さんの情報を記入することをお勧めしています。

【マイクロチップ】首輪や名札には発見者が直接、飼い主さんの情報を確認出来るという大きなメリットがありますが、一方、外れてしまったり、時間が経つと書いた文字が消えてしまったりする可能性があるという欠点もあります。

マイクロチップについては、皮下に埋め込むことから、首輪や名札のように外れたりする心配はありません。マイクロチップは直径約2mm・長さ約8～12mmの円筒形のガラスのカプセルで包まれた小さな電子標識器具です。マイクロチップには15桁の数字が記録されており、専用のリーダーで読み取り、データベースに照会することで、登録された飼い主情報を確認できます。マイクロチップの埋め込みについては、かかりつけの動物病院に相談してください。

「飼い主のいない猫」への対策

猫の問題の多くは飼い主のいない猫から発生しています。猫の飼い主には完全屋内飼育等の飼い主責任を徹底させること、自らテリトリーを守り生活している猫については、みだりにエサを与えないことなど、飼い主のいない猫を生み出さないための取り組みを進めることが重要です。

そのうえで、現に地域でくらしている飼い主のいない猫については、その地域やその猫が置かれている状況に応じた方法でその数を減らしていくことが必要となります。

1 地域猫活動

動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づき定められた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、第2今後の施策展開の方向、2施策別の取組、(3)動物による危害や迷惑問題の防止、②講ずべき施策、アにおいて「住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。」と記述されています。

地域猫活動は地域住民と現に地域でくらす飼い主のいない猫との「折り合いをつけること」を目指して、避妊・去勢手術を施したり、新しい飼い主探しを行い飼い猫にすることで、将来的には飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、相当の期間が必要です。理論的には、地域に今いる飼い主のいない猫について全て不妊措置を実施すれば、屋外でくらす猫の寿命は3～5年とも言われており、この期間で活動は終了することとなりますが、実際には、全頭の捕獲が困難であったり、他の地域からの新たな猫の流入があったりすれば、活動は長期化します。したがって、当面は、これ以上飼い主のいない猫を増やさないこと、恣意的なエサやり行為による迷惑を防止することなどが目的となります。

地域猫活動は「猫の問題」であると同時に「地域の環境問題」としてとらえ、地域での活動としてその方法を考える必要があります。「地域猫」に対する給餌・給水行為は、恣意的なエサやり行為とは異なります。給餌・給水の場所や方法は決められ、糞の処理や周辺の清掃など猫による迷惑を防止するための一定の管理も行われます。不妊措置により飼い主のいない猫の数が増えることが抑えられます。

地域住民も「猫の問題」の現状を十分認識し、地域猫活動が飼い主のいない猫を排除するのではなく、飼い主のいない猫に不妊措置を施し、一定の管理のもと「折り合い」をつけながら飼い主のいない猫に起因するトラブルをなくしていくための試みであることを理解する必要があります。

具体的な活動内容については、まさに地域の実情を踏まえて計画づくりを行う必要がありますが、基本的には次のような活動が想定されます。

【それぞれの役割】

・地域猫の世話をする人(活動主体)

地域猫活動に取り組む主体となります。その地域で飼い主のいない猫に関与していた者や地域住民のボランティアを中心に、趣旨に賛同した他の地域の住民や地域猫活動の経験を持つ団体などとともに活動を行います。

・コーディネーター

地域猫活動の経験のある団体の会員等で、エサを与える者、迷惑と感じている者、自治会役員、行政職員等々との間で、うまく連絡調整を行う「折り合いのつけ方」に長けた者にコーディネーターとして、地域からの相談に応じてもらったり、活動に参入してもらうことで、活動が非常に円滑に進むと考えられます。

・市町

地域猫活動は「地域の環境問題」という側面があります。自治会組織やその活動等とも関係が深い基礎的自治体である市町は、地域住民への地域猫活動の趣旨の説明、自治会や活動主体、コーディネーター等との連絡調整など地域猫活動の実施に必要な支援を行います。

・県(兵庫県動物愛護センター)

飼い主のいない猫の問題については、地域ごとに社会的状況が異なり、県下一律の対策を実施することは困難です。県(兵庫県動物愛護センター)は、実施主体や自治会、市町等が中心となって進める計画づくり等に対して支援を行います。具体的には、市町への地域猫活動の趣旨説明、コーディネーターへの指導・助言、普及啓発資料の提供、地域住民への適正飼養講習会の実施等を行い地域猫活動を支援します。

【地域の理解】 地域猫活動の実施には周辺住民の理解が不可欠であり、また自治会組織としての合意形成も重要です。関与者が飼い主のいない猫のことを思うあまり、猫を迷惑と感じている人を非難するような状況が少しでもあるなか、一方的に活動をスタートさせれば住民同士のトラブルの原因にもなりかねません。

まずは、周辺の人々に十分に地域猫活動の趣旨を説明し、理解を得たうえで活動を行います。なお、地域で話し合いを行う際には、活動主体、自治会役員等だけではなく、猫が苦手な人、猫による迷惑を感じている人、猫の管理に反対の人等も含めて話し合いを行うことが重要です。

また、地域で理解を得るための取り組みは、スタート時よりもむしろ活動が始まってからの方が重要となることもあります。様々な場面で地域住民の理解を深めていく努力が必要です。



同意～合意～理解

地域猫活動を話題にすると、10数年前には、「自治会(自治会長)の同意(同意書)が必要」といった議論が多くあったように思います。その後、「地域の合意」といった表現が使われるようになり、現在は「地域住民の理解の下に」といった表現に変化しています。

地域猫活動の現場は、いろいろな価値観や感情を持つ人々が少しずつ歩み寄り「折り合いをつけていく」場所であると言えます。地域猫活動は「地域住民の一定の理解の下に始め、活動を通してその理解を深めていく」必要があり、現在の「理解」という表現は、地域猫活動の本質を表していると感じています。

【活動のルール作り】「飼い主のいない猫の問題を何とかしたい。」という思いだけでは、活動は円滑に進みません。活動主体の中で役割分担、ローテーション、活動日程等を決め、無理なく活動が継続出来るよう体制作りをしっかりと行う必要があります。

また、代表者等を決め連絡先を明確にしておく必要があります。苦情や意見があった場合には真摯に受け止め、内容や対応状況を記録しておくことは、今後の対応や説明責任を果たすうえで重要です。

【不妊措置】地域猫活動に避妊・去勢手術は不可欠です。理想的には性成熟を迎える前にオス・メスともに行うこと、地域でくらす飼い主のいない全ての猫を一度に実施することが望まれます。飼い主のいない猫を捕獲し、不妊措置を施し、元の生活場所に戻してやることを一般的にTNRと呼んでいます。TNRの実施時には、後々必要となる個体管理を容易にするため、猫の写真を複数枚撮影し、捕獲年月日・捕獲場所・性別・毛色・体重・特徴等を記載した台帳を作成します。

【一定の管理】飼い主のいない猫にTNRを実施し、数が増えることを抑えても、現にその地域でくらす飼い主のいない猫による糞尿等の迷惑が直ちに低減するわけではありません。飼い主のいない猫に関して兵庫県動物愛護センターに寄せられる苦情・相談のなかには、「猫そのものの糞尿等による迷惑よりも、エサやりによる容器の散乱や食べ残したエサの悪臭、ハエ等の発生の方がより酷い。」と言った内容も含まれています。

地域猫にエサを与える場所、時間、方法等は周辺の住民になるべく迷惑をかけないように慎重に決める必要があります。エサを与える場所は、周辺住民の了解の得られる場所に固定します。エサは決められた一定の時間に与えるようにします。風などで飛ばないように金属製や陶器製の容器で、猫が食べきれだけの量のエサを与え、食べ終わるのを待って必ず容器を回収します。エサは糞や尿の悪臭を少しでも低減させるため、基本的にはドライタイプのキャットフードを与えます。

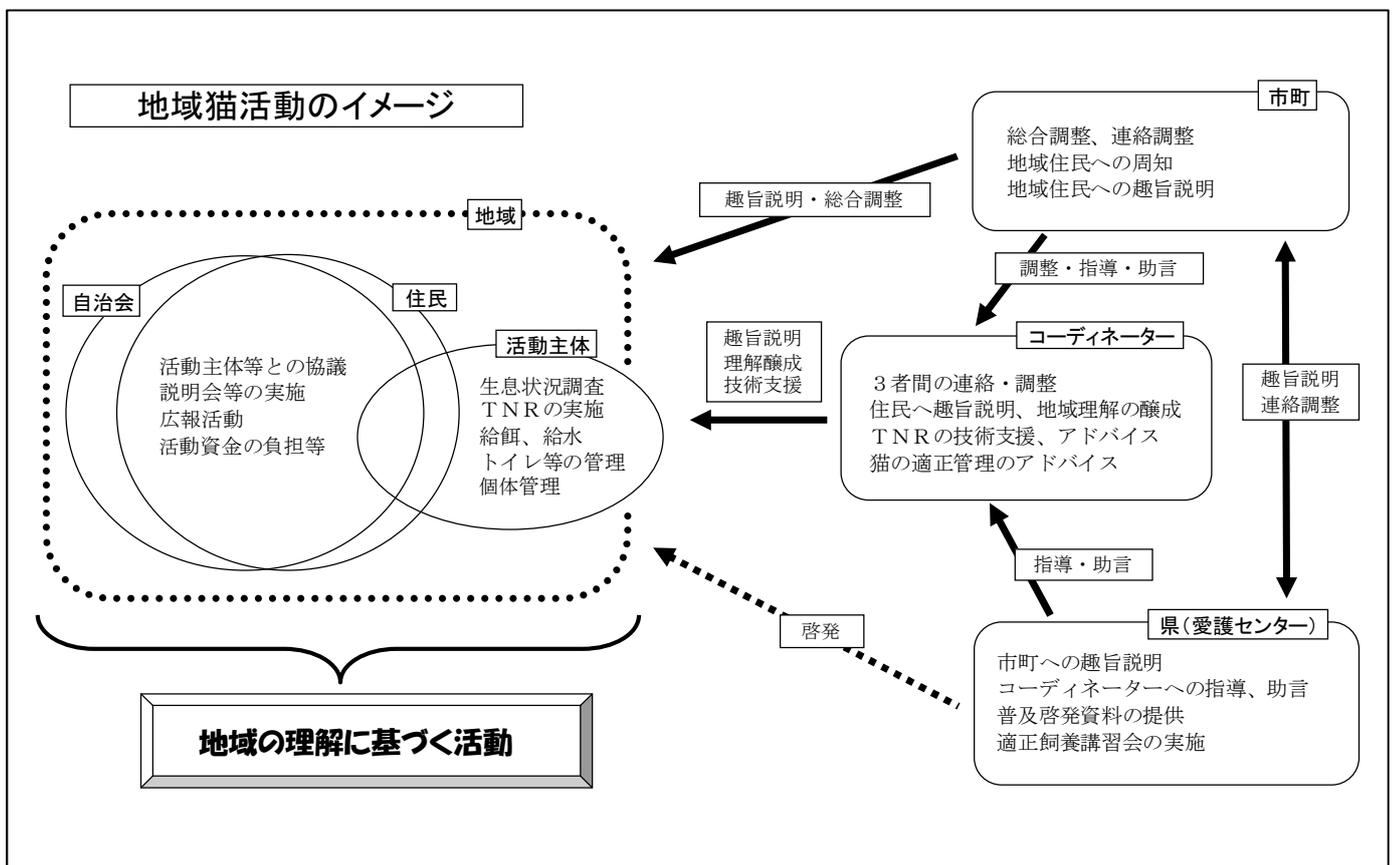
また、トイレの設置や管理は周辺住民の地域猫活動への理解を得るためにも重要です。周辺住民の了解の得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにします。排泄場所は清潔に保ち、糞便は出来るだけ速やかに片付けます。定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所で発見した糞便も速やかに処理・清掃することが理想です。

【その後の対策】地域猫活動を始めると、捕獲出来ない猫がいる、他の地域から新しい猫が流入してきた等々、当初の活動計画では想定してい

なかった事態が起こります。これらの事態に備えるためにも、地域内の飼い主のいない猫の生息状況の把握は重要です。TNR実施時に作成した台帳も利用し、普段から世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握等を行います。

【飼い猫へ】地域から一定の世話を受けているとしても、屋外でくらす地域猫の生活は過酷です。猫のためにも、迷惑の防止の観点からも、飼い主のいない猫の生息数が少ない場合や健康でフレンドリーな猫などはTNRを契機として完全屋内飼育の飼い猫として迎え入れることが第一選択肢と言えます。

地域猫活動の基本的な要素を図示すると以下のようになります。





不妊措置後の猫の生息状況の調査について

地域猫活動は、飼い主のいない猫及びそれに起因する問題を減少させるための方策のひとつと考えられますが、実施の方法及び諸条件によっては、その効果が得られない場合も少なくありません。そこで、兵庫県では、平成 24 年度から 2 年間、「猫の適正管理普及推進事業」において、地域猫活動の効果を確実に得るための実施方法や必要不可欠な諸条件を検証することにより、「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」の策定に資することを目的に調査を実施しました。

地域猫活動を実施するモデル地区の選定については、以前より地域で動物の保護活動等を行っている方に依頼しましたが、全ての候補地において地域住民の同意や合意、理解を得ることは出来ず、地域猫活動に代わり TNR 活動を実施することにより検証しました。

1 方法

A 市 U 地区に生息する飼い主のいない猫 18 頭のうち 11 頭の不妊措置を実施し、その後概ね 3 ヶ月間隔で個体群の動態を調査した。また、既に不妊措置を実施した飼い主のいない猫が多数生息する A 市 A 地区及び T 地区においても同様に調査した。

2 地区の特徴及び結果

地区	猫の生息範囲	給餌者	結果
A	広い 人目に付きやすい	不特定多数	調査期間中に確認した猫の総数は 33 頭。個体群の構成猫に大きな入れ替わり（新たな猫の住み着き）を認めしたが、群を構成する猫の頭数には大きな変動なし。
U・T	比較的狭い 人目に付かない	特定少数	個体群には少数ではあるが新たな個体に加わり、確認個体は入れ替わりがあるものの常時一定数の猫を確認。

3 まとめ

飼い主のいない猫の総数を減らすためには、不妊措置の実施だけではなく、その後の給餌等を含めた環境のコントロールが必要である。特に、不特定多数の給餌者が散在し、広範囲に猫が生息している地域では、群を構成する猫の頭数はあまり変動しないものの猫の入れ替わりは激しく、飼い主のいない猫を減らすためには、新たな猫の流入をコントロールすることや継続的な不妊措置の実施が不可欠である。

2 TNR

TNRとは下記の行為を指します。避妊・去勢手術の終わった個体と未実施の個体は、外から見て識別出来るようにする必要があり、一般的には、耳にV字カットが施され「耳カット猫」や地域によってはカットされた耳の形から「さくらねこ」と呼ばれることもあるようです。

T : Trap(トラップ) 捕獲器等で猫を捕獲すること

N : Neuter(ニューター) 避妊・去勢手術をすること(中性化)

R : Return(リターン) 元の生活場所に戻すこと

TNRは上述の地域猫活動の一部であることはもちろんですが、地域猫活動の根幹である地域の理解を得ることに手間取り、その間に飼い主のいない猫が増えてしまうというケースも想定されることから、まずは緊急避難的にTNRを先行させるべきという考え方に基づき、地域猫活動とは一線を画した「TNR活動」の推進という動きもあります。



地域猫活動に対する支援

現在、住宅密集地を多く抱える市町では地域猫活動に対して様々な支援策が行われています。

そのひとつには、飼い主のいない猫に関する問題を「環境問題」として捉え、飼い主のいない猫による迷惑を防止し地域の環境を守るという視点から、これ以上、猫の数が増えないように緊急避難的に不妊措置を実施する必要があると判断し、飼い主がいない猫であることが確認出来れば(飼い猫でなければ)、その不妊措置に要した経費の一部を市町が補助するというものがあります。

また、一方「猫の問題」の解決のためには総合的な住民の理解が必要であるとの視点から、地域猫活動についてもその趣旨の普及啓発や地域住民の理解の醸成等については要した経費の一部を補助するが、不妊措置に直接要した経費については支援の対象外としているというものもあります。

これらは、一見両極端のようにもみえますが、どちらの支援方法にもしっかりとした考え方や費用対効果の評価があります。いずれにしても、市町が置かれた地域の状況に応じて、支援(補助金の支出等)の可否、方法等が判断されるべきと考えています。

3 まとめ

地域猫活動は、現に地域でくらしている飼い主のいない猫への対策として不可欠なものであり、住民、自治会、活動主体、コーディネーター、地域の獣医師会、市町の担当課、兵庫県動物愛護センター等が官民一体となって、関与者や猫を迷惑と感じている人だけではなく、猫のことには無関心であった人々も含めて、地域の理解に基づき活動を始め、地域猫がいなくなるまで一定の管理を続けることが理想です。

しかしながら、このような理想的なケースは希であると思われます。まずは、関与者やコーディネーター等の小さな輪を中心に、目の前にいる猫のTNRや給餌方法の改善から始め、少しずつ周辺の理解を深めていき、最終的には理想的な地域猫活動を目指す。また、それを行政等が支援するということも重要であると考えます。

猫との距離感

本ガイドラインでは、エサを与える者等の特定の関与者を持たず、エサを得るため、他の猫の侵入を積極的に排除し占有する領域を守りながら生活している猫を「自らテリトリーを守り生活している猫」と呼んでいます。彼らは、都市環境の中ではありますが、広いテリトリーを守り、自然の理に従いくらしています。これには、獲物を捕れなくなったら死んでしまう、多くの子猫を産んでも優秀な一部の個体しか生き残れないといった、野生動物としての厳しさも含まれています。

ところが、これらの猫にエサを与える者が現れると、広いテリトリーを守る必要がなくなった猫はそこに居着くようになり、また、猫は繁殖力が旺盛な動物ですから、あっという間にその場所での猫の生息密度が極端に増加し、その猫たちを迷惑と感じる人が現れることとなります。これは猫にとっても不幸なことです。

公園のベンチで日向ぼっこする猫にエサをあげたくなる優しい気持ちまでを否定する訳ではありませんが、不妊措置を施し一定管理された「地域猫」に対しエサを与える行為と「自らテリトリーを守り生活している猫」に恣意的なエサやりをする行為は全く違ったものであることを強く意識する必要があります。

もちろん、現実には「自らテリトリーを守り生活している猫」「恣意的なエサやりの結果増えてしまった飼い主のいない猫」「地域猫」等の間に明確な境界があるわけではありません。

言い換えれば、それぞれの地域でそれぞれの猫との正しい距離感を関与

者だけではなく、多くの住民が持つことが大切と思われま



猫に関する苦情・相談

兵庫県動物愛護センターには飼い主のいない猫に関する苦情・相談が多数寄せられています。これらの苦情・相談の背景には必ずと言っていいほど「エサやり」の存在があります。飼い主のいない猫に恣意的なエサやり行為を行うと、その場所の猫の生息密度が極端に高まり、猫が迷惑と感じる人が出てくるといった図式です。逆に、「エサやり」が存在しない自らテリトリーを守り生活している猫に関する苦情・相談は極めて希です。

「恣意的なエサやり」は絶対的に駄目な行為で、「地域猫に対して管理の一環として給餌を行うこと」とは見かけの行為は似ていても、全く違ったものであることを理解する必要があります。

忌避の方法(猫が庭に入らない方法)

猫を飼う人たちが皆、責任を持って飼える数の猫を完全屋内飼育すれば、猫が庭に侵入して糞尿をしたり、大切に世話をしている畑や花壇を荒らしたりすることはなくなります。そうなることが理想ですが、それにはまだまだ多くの時間と労力が必要と思われま

そこで、猫にとって快適な環境を快適でない環境に変化させることで、今、猫から受けている迷惑を、一時的に軽減する方法もあります。

猫にとって快適な環境とは、「エサを簡単に得られる場所」「人の出入りが少なく、静かで安心できる場所」「柔らかい土や砂、芝生等がある場所」等が考えられます。猫にとって快適な環境を快適でなくす手段として、一般的に用いられている方法を紹介します。

これらの方法の効果には猫により個体差があり、また、猫が慣れてしまい効果がなくなることも少なくありません。何種類かの方法を猫が慣れる前にローテーションで繰り返すのが良いとも言われています。

1 猫のエサとなるものを取り除く

猫が集まる場所には、必ずエサの存在があると言っても過言ではありません。ゴミ捨て場やペットのエサの放置等が原因となることもあります。

- (1) ゴミ捨て場は猫に荒らされないようガードする。
- (2) ペットのエサは屋外に放置しない。

2 物理的に邪魔をする

- (1) 猫の居着いている場所やトイレとなっている場所に植木鉢等の障害物を並べる。
- (2) 猫の通り道やトイレとなっている場所に大きめの石や軽石を並べたり、棘状のシートを敷く。
- (3) トイレとなっている砂場の上に網戸用の網やフェンス用の網を覆い被せ、四隅に石等の重りを置き固定する。
- (4) 地面を覆う植物を植える。

3 猫の生理・生態を利用して猫が嫌がる環境を作る

- (1) 体を濡らす。
土や砂場にたっぷり水をまき、十分に湿らせる。
- (2) 肉球へ刺激を与える。
大きめの尖った砂利やタイル、荒く砕いた卵の殻、ヒイラギの葉等を地面に敷き詰める。
- (3) 音
防犯用砂利やアルミホイルを敷き詰める。
- (4) ニオイ
 - ① 猫が嫌がるニオイを発するものを散布したり、空き缶等に入れたり、スポンジや布に湿らせて猫の通路の風上に設置する。
 - (ア) 食用酢
 - (イ) 木酢液・竹酢液
 - (ウ) コショウ、カレー粉等の香辛料
 - (エ) コーヒーかす
 - (オ) タバコの吸い殻の浸し汁
 - ② 猫が嫌がるニオイを発するものを細かく刻み、目の細かい網の袋に入れて猫の通路の風上に吊す。
ニンニク、唐辛子、柑橘類の皮など
 - ③ 猫が嫌がる香りのするハーブ等の植物を植える。
レモングラス、ゼラニウム、ペパーミントなど

4 猫が来た時に追い払う

- (1) 水鉄砲（人の気配を感じられないよう注意）
- (2) センサー感知式の散水機、ブザー、超音波発生機
- (3) 遠隔操作式のブザー

5 その他

市販の忌避剤など

災害に備えて

近年は東日本大震災をはじめ大きな地震や風水害が相次いで発生しており、また、南海トラフ地震の発生も取り沙汰されています。このような大規模災害が発生すると、猫たちも大きな影響を受けることとなります。

大規模災害が発生し避難が必要な場合には、飼い主は、飼い猫と共に「同行避難」することが必要です。しかし、多数の猫を飼育している場合には「同行避難」は非常に困難になります。ましてや、飼い主のいない猫については、大規模災害発生時には対処のしようもありません。

猫の飼い主が、いざというときに慌てず行動し、家族の一員である飼い猫を守るためには、日頃からの心構えと準備が大切です。

1 日頃の心がけ

【健康管理・しつけ】

日頃から健康状態に注意し、定期的な健康診断やワクチン接種、ノミやダニの駆除に努めましょう。また、猫の場合は、キャリーケースで同行避難することになります。普段から飼い猫をキャリーケースに慣れさせておくと、避難時のストレスを軽減することができます。

【所有者明示措置】

完全屋内飼育の猫でも、災害時には家屋の一部損壊等により逃走し、迷子になってしまう恐れがあります。保護された時にすぐに飼い主が判明するように、首輪、名札、マイクロチップなどの所有者明示措置をすることが重要です。

【ネットワーク作り】

日頃から飼育マナーに気配りをすることが近隣住民との良い関係を作り、万が一の場合の助け合いにつながります。例えば飼い猫を完全屋内飼育することにより、ご近所に迷惑をかけないことなどが考えられます。また、飼い猫の場合は特に、緊急時に預かってくれる人を確保することも必要です。いざというときにお互い助け合えるように、家族や飼い主仲間と話し合っておくこともよいでしょう。

2 日常の備え

【家族の話し合い】

水害、地震、津波など様々な災害を想定し、誰が飼い猫を連れて避難するかなど家族の中の役割分担を決めるとともに、避難場所や避難ルートを把握することも必要です。

【非常持ち出し品リスト】

緊急避難やライフラインが止まることを想定し、必要な物資を蓄えてお

くことも飼い主の責任です。備蓄品はフードや水、常備薬など命や健康に関わるものから優先順位をつけ、優先度の高い物はすぐに持ち出せるようにリュックサック等にまとめておくと、いざというときに役に立ちます。

3 避難所では

避難場所には、様々な人や動物が集まります。動物が好きな人もいれば、苦手な人もいます。避難場所には猫に対してアレルギーを持つ人がいることも想定されますし、鳴き声や臭気等の問題が発生する場合があります。避難所を管理運営する自治体等の指示に従い、様々な人々が不安な気持ちで過ごす場所であることを念頭に、飼い主の責任として、いつも以上に周囲への配慮が求められます。



ペットとの同行避難とは

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において福島県では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し、多くのペットが警戒区域内に取り残されました。取り残されたペットは負傷・衰弱・死亡または放浪状態となり、その保護活動は困難を極め、多くの労力、時間、費用を費やしました。

こうした経験から、緊急災害時には飼い主とペットがまずは一緒に安全な場所まで避難することが合理的であると考えられるようになってきています。

環境省が平成 25 年に作成した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、同行避難を「災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。」としています。

災害が発生し避難が必要な場合には、飼い主はペットと共に「同行避難」しましょう。同行避難をしないと大切なペットと二度と会えなくなってしまうたり、取り残されたペットを救い出すために、多くの危険を伴ったりすることが予想されます。

災害発生直後はまずは一緒に避難を。その後の避難生活が長期化することも考え、緊急時に預かってくれる人を確保するなど、ペットと飼い主家族がどう過ごすのが良いか、今から考えて準備しておきましょう。



VII 今後の取り組みの方向性

本ガイドラインでは、猫を取り巻く状況と課題、猫の生理や習性、猫の問題の基本的な考え方、現状での具体的な対応策等について記述しました。

「猫の問題」を解決し、猫の殺処分数の削減や猫による迷惑を防止するための方策の根幹を再確認するとすれば、飼い主責任の徹底(完全屋内飼育)と飼い主のいない猫の数を減らしていくことに尽きると思います。自らテリトリーを守り生活している猫の存在をも否定するものではないにしても、理屈のうえでは、飼い主のいない猫についてはその存在をゼロにすることが必要となります。

一方、公園のベンチの陽だまりで猫がのんびりと寝そべっている姿に否定的な感覚を持つ方は少ないと思われ、近年の猫ブームのなか「猫の島」が好意的に捉えられて報道されています。われわれ日本人は動物への関わり方について問われた時、「徹底管理」という言葉には否定的な感覚を、「自然」「あるがまま」という言葉には肯定的な感覚を覚えるのが普通ではないでしょうか。しかしながら、このような「普通の人」の思いが問題解決の妨げになっているという側面は否めません。

今後の取り組みの方向性としては、具体的な対策としての飼い主責任の徹底、飼い主のいない猫への対策を進めるとともに、まずは、社会全体の「猫の問題」に関する理解を深め、「普通の人」が「猫が外に居ちゃだめだよね・・・」と覚悟することが当たり前となるように、われわれ日本人の動物観に沿った形での様々な取り組みを進めて行く必要があると考えています。

Ⅷ おわりに

本ガイドラインは、多くの人に「猫の問題」について関心を持って頂くとともに、猫の習性や飼い主としての責任の重要性、飼い主のいない猫への対策等について理解を深め、各地域の実情に見合った対策を考えるうえで参考となるよう作成しました。

「猫の問題」については、種々の価値観や感情を持つ人々がくらす社会の中でのルールづくりや折り合いの付け方の模索という要素が多分にあると考えています。

もとより猫の飼い主責任の重要性という部分については、地域や社会状況により変化することのない絶対的なものですが、一方、飼い主のいない猫に対する考え方や対策については、住民意識や社会状況に応じて変化するものと捉えています。本ガイドラインは、動物の愛護及び管理に関する法律の改正等の状況も踏まえ、適宜見直しを行うこととしています。

IX 資料編

1 法令、条例、告示

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律 抜粋 1
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 抜粋 3
- (3) 動物の愛護及び管理に関する条例 抜粋 4
- (4) 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
..... 6
- (5) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 抜粋 16
- (6) 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について 抜粋
..... 19
- (7) 住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン 22

2 兵庫県統計資料

- (1) 猫の苦情・相談受付件数 46
- (2) 収容・引取り頭数 46
- (3) 殺処分頭数 47
- (4) 猫の譲渡頭数 47

3 啓発資料 48

4 相談・問合せ先 59

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律 抜粋

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第4節 周辺の生活環境の保全等にかかる措置

第25条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

4 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前3項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

（犬及び猫の繁殖制限）

第37条 犬及び猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第35条第1項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 抜粋

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第12条 法第25条第1項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待のおそれがある事態)

第12条の2 法第25条第3項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

(3) 動物の愛護及び管理に関する条例 抜粋

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する所要の措置を講ずることにより、県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）のある動物で哺乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。

(動物の所有者等の責務)

第6条 動物の所有者等は、当該動物の習性、生理、生態等を理解し、当該動物にみだりに苦痛を与えないように注意するとともに、人の生命、身体又は財産（以下「人の生命等」という。）に害を加え、及び近隣に迷惑を掛けないように適正に飼養し、又は保管するように努めなければならない。

2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、当該動物を可能な限り終生飼養するとともに、終生飼養できなくなった場合には、自らの責任において、新たな所有者を見つける等当該動物に飼養を受ける機会を与えるように努めなければならない。

3 動物の所有者は、当該動物がみだりに繁殖してこれを自ら飼養し、又は新たな所有者を見つけること等が困難になるおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(動物の所有者等の遵守事項)

第10条 動物の所有者等（法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業（以下「第一種動物取扱業」という。）を営む者及び法第24条の2第1項に規定する第二種動物取扱業（以下「第二種動物取扱業」という。）を行う者を除く。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正に飼料及び水を与えること。
- (2) 疾病の予防等動物の健康管理を行うこと。
- (3) 離乳前の動物の譲渡等を行わないこと。
- (4) 動物の種類、大きさ、習性、飼養数、飼養目的等に応じた施設を必要に応じて設けること。

- (5) 動物の汚物等を処理し、動物を飼養し、又は保管する場所を常に清潔にすること。
- (6) 動物が逸走した場合は、自らの責任において発見し、及び収容するように努めること。
- (7) 動物がみだりに道路、公園、広場その他の公共の場所及び他人の土地、建物等を汚し、又は損傷しないようにすること。
- (8) 動物の異常な鳴き声、体臭等により、他人に迷惑を掛けないようにすること。
- (9) 動物の飼養又は保管の作業を行う者の健康管理に留意すること。

(4) 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

平成18年環境省告示第140号

最終改正：平成25年環境省告示第80号

目次

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

- (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進
- (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
- (3) 関係者間の協働関係の構築
- (4) 施策の実行を支える基盤の整備

2 施策別の取組

- (1) 普及啓発
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
- (3) 動物による危害や迷惑問題の防止
- (4) 所有明示（個体識別）措置の推進
- (5) 動物取扱業の適正化
- (6) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (7) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (8) 災害時対策
- (9) 人材育成
- (10) 調査研究の推進

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

2 計画期間

3 対象地域

4 計画の記載項目

5 策定及び実行

- (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保
- (2) 関係地方公共団体との協議
- (3) 計画の公表等
- (4) 実施計画の作成
- (5) 点検及び見直し

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

(動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。

(動物の管理)

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。

このような動物による侵害を引き起こさないように適切に管理するためには、動物の係留、屋内での飼養、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。

ペットが伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在となりつつある一方、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管（以下「飼養等」という。）を適切に行うことが求められる。動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、自分が第三者に対する加害者になり得ることについての認識がややもすると希薄な傾向にあるが、すべての所有者等は加害者になり得るととともに、すべての人が被害者になり得るものであるという認識の下に、所有者等は、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように努めなければならない。

(合意形成)

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、猫の屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48

年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。

このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。また、動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進

動物の適切な愛護及び管理は、国民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものである。動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、国民共通の理解の形成までには至っていない。平成24年の動物愛護管理法の改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要がある。

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物(特定動物)等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに関係法令等に基づく施策が進められている。一方、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有しており、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点から総合的かつ体系的に各種施策が取り込まれるようにしていく必要がある。

(3) 関係者間の協働関係の構築

動物愛護管理法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらないすべての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に係っている者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。また、関係者間

相互の共通認識の形成がしやすくなるように、施策の目標及びその目標達成のための手段等については、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えたものとするのが重要である。

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、動物愛護推進員等の委嘱の推進、動物愛護団体、業界団体等の育成支援及び基幹的な拠点としての動物愛護管理施設等の拡充並びに調査研究の推進等による動物の愛護及び管理についての知見の拡充等を進めることにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成35年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(1) 普及啓発

①現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではなく、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。このような現状において、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

②講ずべき施策

ア 国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。

イ 動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成など、そのあり方について検討すること。また、情操の涵養等を目的とした学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討すること。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

①現状と課題

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題

を踏まえ、平成24年の動物愛護管理法改正により、所有者等の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化された。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数は、平成16年度の年間約42万頭から平成23年度は年間約22万頭と大幅に減少したが、殺処分率は約94%（平成16年度）から約79%（平成23年度）への減少となっており、殺処分率の減少に向けた更なる取組が必要である。なお、地方公共団体によっては、早くから引取り数を減少させる取組や返還・譲渡を推進してきたことにより、平成23年度には平成16年度比で引取り数の半減や殺処分率の減少等を達成した地方公共団体もあることを踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を検討する必要がある。

②講ずべき施策

ア みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われるようにすること等により、平成35年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す。また、法改正により地方公共団体の努力義務として明文化された元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等について、インターネット等を活用しながら進めることによりその殺処分率の更なる減少を図ること。

イ 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法及び虐待の具体的事例が動物愛護管理法に明記されたこと並びに愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底等を図るとともに、警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

①現状と課題

動物の不適切な飼養により、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等が期待されている。

また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生しており、より厳格な法令遵守が求められている。

②講ずべき施策

ア 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。

イ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。

ウ 特定動物に関連する法令遵守のため、国は、指導マニュアルの策定等を通じ

て、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

①現状と課題

犬又は猫に関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成22年度の世論調査では、犬が約36%、猫が約20%にとどまっていた。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の更なる向上を図る必要がある。

②講ずべき施策

ア 所有明示措置の必要性に関する意識啓発や研究開発の促進を図ることなどにより、犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増を図ること。特に、マイクロチップの普及を推進すること。

イ 国は、関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の早急な整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること等を推進するとともに、マイクロチップの安全性等に係る知見の蓄積も含め、販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこと。

(5) 動物取扱業の適正化

①現状と課題

飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、動物取扱業の適正化に対する国民の要望も高く、平成24年の動物愛護管理法改正では動物取扱業者に対する規制が強化された。平成18年6月に施行された登録制度の遵守に加え、平成24年改正の趣旨を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。

②講ずべき施策

ア 登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止、現物確認・対面説明義務、第二種動物取扱業者の届出制度等、新たな規制の着実な運用を図ること。

イ 優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。

ウ 国は、地方公共団体が動物取扱業者に対する監視指導をより強化することができるよう、その支援策を検討すること。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

実験動物の飼養等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが、

本基準の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。

②講ずべき施策

ア 関係省庁、団体等と連携しつつ、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、当該基準の解説書の作成等を通して効果的かつ効率的に行われるようにするとともに、実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集すること。

イ 国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について、緊急時に対応するための計画作成状況も含め、定期的な実態把握を行うこと。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

動物の愛護及び管理の観点に配慮した産業動物の適正な取扱いについて、環境省が平成24年に実施した一般市民を対象としたアンケートでは、アニマルウェルフェアの認知度は2割以下に留まっている。また、国際獣疫事務局（OIE）では、現在、畜種ごとの飼養基準について検討が行われているところである。このような国際的な動向、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえ、我が国では各畜種について、民間の取組により「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が既に作成されているところであり、その普及啓発を進めていく必要がある。

②講ずべき施策

ア 国は、国際的な動向も踏まえながら、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。

イ 産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。

ウ 災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図りつつ、関係省庁が協力して検討すること。

(8) 災害時対策

①現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきているが、東日本大震災等の緊急災害時には、一部で関係機関等の連携が十分でない事例が見られた。今後は、これらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速・安全かつ適

切に行われるようにするため、地域性・災害の種類に応じた準備体制を平素から確保しておく必要がある。

②講ずべき施策

ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置付けを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

(9) 人材育成

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされている。

また、動物の愛護及び管理に関する施策の中には民間の有識者等による対応を求めることによって、行政の限界を超えて地域に根付いた形で動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。しかし、例えば都道府県知事、指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成15年度末には、98地方公共団体中21地方公共団体、約1400人であったところ、平成23年度末には、108地方公共団体中60地方公共団体、約2900人へ増加したが、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備はまだ十分とはいえない状況にある。このため、動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。

②講ずべき施策

ア 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。

イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、被災動物への対応、不適正飼養等の事案への対応等、動物愛護推進員制度が十分に機能するよう、国は地方公共団体に対して情報提供や技術的助言を着実に実施すること。

ウ 適正飼養に関する専門的知識及び技能等を保持する人材をより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討する等、国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。

(10) 調査研究の推進

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたってお

り、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。また、海外での研究や知見の蓄積を活かしつつ、国内における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。

②講ずべき施策

ア 国は、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための幼齢の犬猫を親等から引き離しても良い適切な時期についての科学的知見を充実させること。

イ 国は、マイクロチップの普及促進及び販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究を実施すること。

ウ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等に係る情報収集を行うこと。

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、基本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

2 計画期間

基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とする。

3 対象地域

対象地域は、当該都道府県の区域とする。

4 計画の記載項目

計画の記載項目については、動物愛護管理法第6条第2項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項及びその他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加及びそれらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

5 策定及び実行

(1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保

計画の策定に当たっては、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、それらを必要に応じて計画に反映させるために、学識経験者、関係行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、地域住民、研究機関等からなる検討会を設置するなどして、計画の策定及び点検等を行うよう努めるものとする。また、計画の策定過程等の透明性の向上及び計画内容についての合意形成等

を図るために、必要に応じてパブリック・コメント等を行うものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

動物愛護管理行政の推進には、都道府県が主要な役割を果たしているが、指定都市においては動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可に関する事務等、中核市においては犬又は猫の引取りの事務等を実施している。また、動物の愛護及び管理の普及啓発、地域住民に対する直接的な指導等では、すべての市区町村においてその役割が期待される場合もある。このため、より計画の実効性を高めるために、計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ関係市区町村の意見を聴くものとする。なお、一の都道府県の区域を越えて発生している問題等があり、広域的な視点からの対応が必要と考えられる場合は、必要に応じ、国は技術的助言を行うこと等により、関係都道府県等との連絡調整等を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

(3) 計画の公表等

計画が策定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に連絡するものとする。

(4) 実施計画の作成

必要に応じて、動物の愛護及び管理に関する施策に係る年間実施計画等を策定し、多様な主体の参加を広く得ながら、計画の推進を図るよう努めるものとする。

(5) 点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとする。また、基本指針の改定等に合わせて、中間的な目標の設定等の必要な見直しを行うものとする。

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる平成30年度を目途として、その見直しを行うこととする。

(5) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 抜粋

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物の共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 4 …（略）…

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。

(2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

(1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

(2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

(1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染症の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

(2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。
- (3) 逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、法第22条の5<幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限>の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

第7 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の補食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

(6) 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について 抜粋

第1 所有明示の意義及び役割

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。

第2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有明示 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることをいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）以外のものをいう。
- (3) 展示動物 …（略）…
- (4) 識別器具等 首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等、所有明示をするために動物に装着し、又は施術するものをいう。

第3 適用対象動物

この告示は、家庭動物等、展示動物及び特定動物に適用する。

第4 識別器具等の装着又は施術の方法

飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、非常災害時等における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するように努めること。ただし、幼齢な個体又は識別器具等の装着若しくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。また、発育段階に応じ、識別措置等をより適切と考えられる種類に転換し、又は複数の種類の識別器具等を併用することを、必要に応じて行うこと。

識別器具等の種類は次に掲げるものとする。

(1) 基本的な考え方

次の要件を満たすものの中から、動物の特性、飼養及び保管の目的等に応じて、

適切と考えられる種類の識別器具等を選択すること。

- イ 動物によって外されにくいものであること。
- ロ 老朽化等により、容易に脱落し、又は消失するおそれの少ないものであること。
- ハ 動物の所有者の特定が直接的又は間接的にできるように、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先の情報が付されているものであること。また、その特定が、迅速に、かつ低廉な費用で行うことが可能なものであること。
- ニ 記号により所有明示が行われている場合にあつては、その記号は、統一的であり、かつ一意性が確保されたものであること。また、関係行政機関等からの照会に対して、的確に所有者に係る情報（以下「所有情報」という。）を連絡できる体制が、公的な性格を有する団体等によって全国規模で整備されているものであること。

(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

装着し、又は施術する識別器具等は、動物の区分により、次に掲げるところにより選択すること。

イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあつては、可能な限り、マイクロチップ、脚環等の非常災害時においても脱落のおそれが低く、より耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

ロ 特定動物 … (略) …

第5 動物の健康及び安全の保持

識別器具等の装着又は施術に当たっては、動物に過度の負担がかからない方法で行うこととし、その装着又は施術に当たって外科的な措置が必要な識別器具等に関しては、可能な限り獣医師等の専門家によって装着され、又は施術されるようにすること。特に、マイクロチップの施術は獣医師が行うこととし、併せて適切な所有情報の登録及び更新等について飼い主に対する指導等を行うよう努めること。

また、識別器具等の装着状態について定期的に観察し、動物の健康及び安全の保持上支障が生じないようにすること。

第6 識別器具等及び所有情報の点検等

- (1) 動物の所有者は、識別器具等の破損等の状況に関して、定期的に点検を行うこと。

また、住所等の所有情報に変更が生じ、又は動物が死亡した場合は、速やかにその更新又は管理者（識別器具等に記号により付された所有情報を管理する者をいう。以下同じ。）への連絡を行うこと。

- (2) 第4の(1)のニに掲げる団体等は、当該団体等有する所有情報の照会方法や更

新方法等について、関係行政機関、所有者等に対する周知に努めること。

第7 関係行政機関等の責務

関係行政機関にあつては、所有明示に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップの情報の読取機（リーダー）を収容施設等に配備する等により、識別器具等に記号により付された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。

また、管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、管理者間で情報を共有する体制の整備等について、連携して協力を行うこと。

第8 犬猫等販売業者等の責務 …（略）…

(7) 住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン

住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン

平成22年2月

環 境 省

目 次

I はじめに.....	1
II 本ガイドラインをご覧になる方へ.....	1
III 飼い主の心構え.....	2
1. これから犬や猫を飼い始める方へ.....	2
2. 飼い主の責任.....	5
(1) 犬や猫の安全の確保.....	5
(2) 健康管理.....	7
(3) 人と動物の共通感染症.....	7
(4) 高齢犬、高齢猫.....	7
3. しつけ.....	8
4. 災害時の備え.....	8
IV 住宅密集地における犬及び猫の飼育.....	9
1. 犬を飼うとき、猫を飼うとき.....	9
2. 複数頭飼育の際に注意しなければならないこと.....	10
3. 室内飼いの際に注意しなければならないこと.....	11
4. 犬の散歩時に気をつけること.....	11
5. 集合住宅における犬及び猫の飼育.....	12
(1) これから集合住宅で犬や猫を飼い始める方へ.....	12
(2) 集合住宅における飼育の注意事項.....	13
(3) 飼い主の会(ペットクラブ).....	14
V 地域猫.....	16
1. 飼い主のいない猫の現状.....	16
2. 地域猫活動.....	16
3. 地域猫活動の実際.....	16
(1) それぞれの役割.....	16
(2) 地域の合意.....	17
(3) 活動のルール作り.....	17
(4) エサやり.....	17
(5) トイレの設置.....	18
(6) 不妊去勢手術.....	18
(7) その後の管理.....	18
(8) 猫の譲渡(飼い猫化していくために).....	18
VI 迷惑防止策.....	19
VII 困ったときの相談先.....	20

I はじめに

日本の犬や猫の飼育頭数は、一般社団法人ペットフード協会の推計によると約2,700万頭にも達しており、未成年者の数よりも多くなっています。ペットとして飼育される犬や猫の位置づけや役割も変化し、家族の一員、パートナーとして扱われるようになってきています。

一方で、飼育頭数の増加及びライフスタイルの多様化とともに、種々の環境で犬や猫が飼育されるようになり、不適正な飼育などから飼い主とその近隣住民などとの間でトラブルが発生し、しばしば感情的な対立を引き起こすようになってきています。このような状況を未然に防止していくために、必要に応じて行政と地域が協力してルール作りを進めることが期待されます。

本ガイドラインでは、人と人の距離や人と犬や猫の距離が近く、人と犬や猫とが共生していくために種々の配慮が必要となってくる住宅密集地(集合住宅を含む)において、人と犬や猫が調和した快適な居住環境の維持向上、そして人と犬や猫が共生できる町づくりを図るための基本的なルールを示すことを目指しました。

II 本ガイドラインをご覧になる方へ

犬や猫を飼育するには、命あるものである犬や猫の適正な飼育に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって取り扱うことが大切です。

さらに、犬や猫を住宅密集地(集合住宅を含む)で飼育するようになると、種々の価値観や感情を持つ人々の社会の中で、適正な犬や猫の飼育に関するルールが必要となります。このため、犬や猫の飼育について周囲の人々とともに考えることも必要になってきました。

本ガイドラインは、犬や猫の飼い主だけでなく、これから飼い主になる人や地域の住民が、共通の理解をもって犬や猫と暮らしていくための方法について記載しています。

また、飼い主がいない動物に対する無責任なエサやりなどの行為により、みだりな繁殖、ふん尿による被害の増加など、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要があることから、本ガイドラインでは、飼い主のいない猫の扱い方についても基本的な事項を記載しました。

本ガイドラインは、一般市民の方々が、住宅密集地で犬や猫を飼育する場合の参考にさせていただくとともに、自治体においてマニュアルなどを作成する場合の参考にさせていただくことを想定しています。

なお、本ガイドラインでは、以下のように用語を定義します。

- 住宅密集地

都市部、地方に限らず、住宅などの建物間の距離が近く、生活環境が密接な関係にある地区。ここでは、集合住宅(マンション、アパート)も住宅密集地に含めています。

- 飼い主

動物の所有者又は占有者(動物の飼育又は保管をする者)

III 飼い主の心構え

1. これから犬や猫を飼いはじめる方へ

近年犬や猫は、一方的に愛情を注いだり、姿やしぐさを楽しむだけの存在ではなく、ともに暮らし、時には心を通い合わせる人生のパートナーとなってきています。

その一方で、間違った飼い方をしたために、動物の存在が飼い主や周囲の人達へのストレスやトラブルの元となったり、アレルギーなど様々な病気の原因になる事例も発生しています。

犬や猫を飼うことは、その一生について責任をもって面倒を見ることです。犬や猫は人間と同じように命ある存在です。世話は休みなく続きます。意志と感情を持ち、必ずしも飼い主の思い通りになりません。しかも、犬や猫の起こしたトラブルは、全て飼い主の責任です。

犬や猫を飼うのに愛情はもちろん必要ですが、「かわいい」という気持ちだけでは生き物は飼えません。生態や習性を理解し、自分が最後まで責任を持って飼えるのか、飼い始める前によく考える必要があります。

以下に、飼う前に考えるポイントを掲げます。

① あなたの住まいは犬や猫を飼える住居ですか？転居や転勤の予定はありませんか？

あなたの住まいが犬や猫を飼える住居であることは、必要不可欠です。集合住宅の多くはペット飼育が禁止されています。最近ではペット飼育可のマンションなども増えてきていますが、その場合でも、規約で飼える動物の種類、大きさ、頭数などが定められていることがほとんどです。

様々な住民がいる集合住宅は、飼い主のマナーと社会性が厳しく問われます。「こっそり飼ってしまおう」、「みんなが飼っているから」などと自分勝手にルールを無視したり、近隣に迷惑をかけたりにすることは慎んでください。

借家や社宅などの場合は、所有者の許可が必要です。持ち家の場合でも、広さや家屋の状態に合わせて犬や猫の種類や数を考えなくてはなりません。

今の住居が犬や猫を飼える環境だとしても、転居や転勤の予定があるなら慎重な判断が必要です。

② あなたの飼いたい犬や猫はあなたのライフスタイルに合っていますか？

あなたはどんなライフスタイルを持ち、どんな目的で犬や猫を飼うのでしょうか。

一緒にキャンプに出かけたりアウトドアを楽しみたい人には、陽気な大型犬が素敵なパートナーになるかもしれませんし、家の中で愛らしい仕草を眺めたりふれあいを楽しみたい人には、小型犬や猫がいいかもしれません。

人が時間をかけて目的別の品種を作り出してきた犬や猫では、生態や必要な世話が品種によっても大きく違ってきます。

見た目やイメージに惑わされることなく、品種の特性をよく理解して、自分のライフスタイルと目的に合っているか、冷静に判断してください。

③ あなたの家族は全員犬や猫を飼うことに賛成していますか？

犬や猫を飼うのに、家族の理解と協力は不可欠です。あなたが突然の病気やアクシデントに見舞われたときも、家族の協力があれば乗り越えることができます。

また、犬は群れで生活する習性をもつので、家族を自分の群れのメンバーと考えています。家族の誰かが自分を嫌ったり無関心でいたりすることは大きなストレスになり、問題行動の原因となることもあります。

犬や猫を飼うには、家族の全員が飼うことに同意している必要があります。

④ 動物に対するアレルギーを持っている人は家族にいませんか？

犬や猫を飼い始めたら、喘息や皮膚の湿疹など、家族にアレルギー症状がでたというケースがあります。家族にアレルギー体質の人がいる場合は、動物の毛やふけ、排泄物などにアレルギー反応を起こす可能性があるため、飼う前に医師に相談するなど慎重な判断が必要です。

⑤ 毎日欠かさず世話に時間と手間がかかりますか？

犬や猫は生きていくための全てをあなたに依存しています。しなくてはならない世話はたくさんあり、これらをこなす時間が必要になります。

子供にせがまれてという場合は、犬や猫が成長しても子供に世話ができるかどうか、また子供の進学、就職、転居などで、結局は保護者が世話をするようになるケースが多々ありますから、保護者自身が犬や猫の世話をし、必要なしつけをするつもりがないのであれば、飼うことは控えるべきでしょう。

⑥ あなたの体力で世話ができますか？

犬や猫の世話には体力も必要です。犬では、品種によって毎日の必要な運動量が異なります。

二人暮らしの熟年夫婦が、新しい家族として犬や猫を飼うような場合は、自分たちが歳を重ね、犬や猫も老いたときの世話や介護のことも考えて、種類や大きさを選んでください。

⑦ 近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？

犬や猫の鳴き声、臭い、ふんの放置は、多くの地域で近隣トラブルの元となっています。近隣に迷惑をかけないために、ふんの始末はもちろん、適切なしつけや防音対策などもしなくてはなりません。

⑧ 犬や猫の一生にかかる費用を考えてみましたか？

犬や猫を飼うには、購入代金だけでなく、その後もお金がかかります。

● 食費

犬や猫は成長するにつれてフードの量も質も変わります。高齢や病気のときなどには特別なフードが必要になります。

- ペット用品・設備費

首輪や食器、ケージなどの用品、設備費がかかります。初期費用だけでなく、買い替え、修理費、光熱費など維持管理にかかる費用も考えてください。

- 健康管理費

ワクチン接種、定期的な健康診断、各種病気の予防、ケガや病気の際の治療、不妊去勢手術などの医療費がかかります。定期的なトリミング(毛のカット)や爪や歯の手入れが必要な品種の場合は、その費用がかかります。

- その他

犬では狂犬病予防法に基づき、登録の費用が必要となるほか、毎年狂犬病予防注射の接種が必要になります。

特別な訓練・調教・しつけなどが必要な場合は、その費用もかかります。

⑨ 生涯にわたる計画をたててみましたか？

生涯とは、犬や猫の生涯とともに、あなたの生涯のことも含まれます。

犬や猫は十数年以上生きます。犬や猫が高齢になったときの介護のことも考えておかなくてはなりません。大型犬が寝たきりになった場合などには、病院に運んだり、ふん尿の世話に大変な労力が必要になります。

進学、就職、転居、結婚、出産・・・人生には様々な転機があります。将来予測できる生活の変化があった時に犬や猫を飼い続けることができるか、よく考えてみてください。

⑩ 万一、飼えなくなったときのことを考えていますか？

明らかに飼えない状況になることがわかっているのに、飼い始めてしまうのは無責任といえます。また、あなたが突然入院してしまったり、最悪の場合亡くなってしまったり、不幸なアクシデントもあるかもしれません。

代わりに飼ってくれる人を見つけておくなど、万一のとき、あなただけを頼りとして生きている命をいかに守っていくかも考えておくべきことといえるでしょう。

⑪ どこから犬や猫は入手しますか？

ペットショップやブリーダーなどから購入するのが一般的ですが、保健所などの動物保護施設や動物保護ボランティアなどからの入手も是非考えてください。

わが国では、子犬や子猫の時期から飼い始めることに人気がありますが、子犬や子猫は病気になりやすく、食事や排泄などもより細かな世話が必要になります。それに対して成犬や成猫は、大きさや性質が分かっている食事の世話などが子犬や子猫に比較して楽であるという利点があります。

犬や猫には、生後3～12週齢の「社会化期」があります。この社会化期は、親兄弟と過ごし、

犬や猫としての基本的なことを学び、人間やその他の動物、様々な環境を経験することによって社会性(相手や状況に応じた適切な行動をとる能力)を身につけるために重要な時期です。

犬同士、猫同士の付き合い方を学ぶために子犬、子猫は親元で離乳を終えてから入手するようによみましょう。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)では、ペットショップなどの販売業者は、動物取扱業としての登録を行い、登録番号などを標示するとともに、販売時に動物の特徴や飼育方法、関係法令の規制などについて文書を交付して説明することが義務づけられています。ペットショップなどから購入する際には、動物愛護管理法を遵守している業者から購入してください。

2. 飼い主の責任

(1) 犬や猫の安全の確保

飼っている犬や猫の安全を守るのは飼い主の責任です。

1年間に全国で6万頭以上の犬が路上を徘徊していたり、迷い込んできたりして保護(抑留)されています。また、自治体には迷子になった犬を探す飼い主からの問い合わせが数多く寄せられています。犬が迷子になる原因のほとんどは、飼い主の不注意やアクシデントです。

放し飼いの猫は、交通事故などの危険に常にさらされているだけでなく、感染症などの病気で動けなくなることも多くあります。去勢措置をしていないオス猫は、他のオス猫とのケンカで大けがを負って動けなくなったり、ケンカに負けてその地域を追い出され、家に帰れなくなることがあります。

① 放し飼いをしない

動物愛護管理法や都道府県などの条例に基づき犬の放し飼いは原則禁止されています。

外出の際には犬は必ずリードをつけましょう。散歩中や外出先では、どんなアクシデントに遭うかわかりません。ノーリード(リードをつけない、またはリードを外した状態)の結果、迷子にさせてしまうのは飼い主の責任です。万一の場合に備えて「オイデ」など呼び戻しができるようにしつけをしておくことも重要です。

猫は屋内で飼うようにしましょう。環境を整えれば、猫は屋内だけで心身ともに健康に過ごすことができます。

② 迷子にしないために

ほとんどの動物は大きな音が苦手です。雷や花火などでパニックになって外に飛び出さないように、対策をとりましょう。屋内や庭で飼っている犬や猫がドアや門の隙間などから脱走しないように、戸締りにも注意しましょう。

また、首輪が弛んですっぽり抜けてしまったり、鎖やリードが古くなって切れた例も多くあります。首輪などは定期的に点検しましょう。

ケージ内で飼う場合は、ケージの開閉時に飛び出したり、ケージの不具合箇所から脱走したり

しないように取り扱いや保守点検に留意しましょう。

迷子や徘徊で保護された犬や、ケガを負って保護された猫も、飼い主が法律を守って鑑札や迷子札、マイクロチップをつけていればその多くは殺処分されことなく家に帰れたはずです。

また、大地震などの災害発生時に飼い主とはぐれても、所有明示があれば見つけ出せる可能性が高くなります。

- 鑑札、狂犬病予防注射済票

狂犬病予防法により、犬を飼い始めたら登録と狂犬病予防注射をし、鑑札と注射済票を装着することが飼い主に義務付けられています。鑑札と注射済票には固有の番号が刻印してあり、登録された飼い主がわかるようになっています。

ご相談は、市区町村の窓口へお願いします。

- 迷子札

飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した首輪や名札、マイクロチップなどを装着するようにしましょう。

- マイクロチップ

動物の個体識別を可能にする電子標識器具です。

専用のインジェクター(挿入器)で犬や猫の皮下に埋め込んで使用します。埋め込みは通常の皮下注射と同様で、獣医師が行います。世界共通の15桁の数字が記録されており、読取器で番号を読み取り、個体識別が可能になります。一度装着すれば、生涯脱落することのない、確実性の最も高い方法です。

③ 不妊去勢手術

繁殖にかかわる事柄は、犬や猫が迷子になる大きな原因のひとつです。

猫は全国の自治体で毎年約20万頭が収容されており、その多くが殺処分されています。殺処分される猫のほとんどは、繁殖制限をされていなかったために生まれた子猫です。

発情したメス犬やメス猫の臭いは、オス犬やオス猫を交尾行動に駆り立てます。猫は普通年に2～3回発情し、メスとの交尾をめぐり、オス同士のケンカが起こります。メス犬やメス猫も発情期は落ち着きをなくします。いつもはおとなしい室内飼いの猫が、突然家を飛び出すこともあります。

自由に繁殖できる状況では、あっという間に数が増えてしまいます。しかし、動物を飼う空間や、世話をする人手や時間、経済的条件は限られています。次々と生まれてくる動物を全て飼うのも、責任ある新しい飼い主を探すのも限界があります。

不妊去勢手術は、なるべく早期に実施することが有効です。最初の発情の前に行えば、一生生涯繁殖に関するストレスから解放し、安定した生活をおくらせることができます。

※健康面でのメリット

動物の病気やケガには、繁殖行動や性ホルモンに関係しているものが多くあります。不妊去

勢手術により多くの病気のリスクが軽減され、より健康に長生きすることができます。

メスでは不妊手術により、発情・妊娠・出産による肉体的負担や、交尾でうつる病気、生殖器の病気、性ホルモンの影響による病気のリスクが少なくなります。

オスでは、去勢手術により性ホルモンによる攻撃性や支配性を抑えたり、精巣の病気や交尾でうつる病気、性ホルモンの影響による病気のリスクが少なくなります。

※行動面でのメリット

不妊去勢手術により一般におだやかな性格になります。特にオスでは、ほかのオスや人に対する攻撃や、マーキングが少なくなり、ケンカでケガを負ったりすることも少なくなります。

(2) 健康管理

毎日の世話を通して、犬や猫の様子や飼育環境をよく観察しましょう。犬や猫の食欲、動作、表情などに異常がないか気を配ります。特にふんの状態の観察と、体を触って異常の有無を確認することは重要です。異常が見つかったら、早めに獣医師に相談しましょう。

犬や猫には感染症や生活習慣病など、人と同じように、たくさんの病気があります。犬や猫の状態を確認するための定期的な健康診断と予防接種をすることが大切です。普段からかかりつけの動物病院を決めて、いろいろ相談しておきましょう。

人と動物では食べるものが違います。たまねぎやチョコレートなど、人が普通に食べるものでも、犬や猫には害になるものがあります。観葉植物にも食べると害になるものがあります。塩分の摂りすぎや肥満にも注意しましょう。

また、飼育環境の中で、ケガをする可能性があるなどの問題がある箇所を見つけたら、すぐに改善するようにしましょう。

(3) 人と動物の共通感染症

人と動物の共通感染症とは、動物から人へ、人から動物へお互いに感染する病気のことです。世界では200種類以上が確認されていて、そのうち約60種類が日本国内でも発生しています。犬や猫の場合は、一般的な衛生対策を守ればほとんどの病気は予防できます。

- 口移しや同じ食器で食べ物を与えない
- 口づけなど過剰な接触をしない
- 犬や猫に触った後と、飲食の前には手を洗う
- 排泄物はすぐに片付け、処理の後には手を洗う
- 犬や猫の健康と衛生的な飼育環境を保つ

(4) 高齢犬、高齢猫

獣医療の進歩と食生活や生活環境の改善により、犬や猫の寿命は、年々延びています。一般社

団法人ペットフード協会の資料によると、犬や猫全体の約3割が10歳以上の老齢で、シニアと言われる7歳以上の犬や猫が半数程度を占めるようになってきています。一般に動物が高齢になると、視力、聴力、嗅覚などの感覚が衰え、動きが鈍くなり、睡眠や休憩している時間が長くなります。

高齢の犬や猫の世話には、これまで以上に注意を払いましょう。消化機能が低下してきますから、フードにも気を配り、大きさや固さなどを考慮して、食べやすく栄養バランスのとれたフードを与えましょう。

また、老いに伴う様々な症状が現れて、介護が必要になることもあります。老い方やそれに伴いどんな問題が出てくるかは、個体によって異なります。いわゆる認知症の症状を示すこともあり、異常な食欲、無駄吠え、飼い主の姿が見えなくなると鳴く、目的無く歩き続ける、不適切な排泄など様々な症状が現れます。症状によって必要な対策や介護も異なりますから、問題の原因を探りながらひとつずつ対処していくことになります。

身体的な問題はかかりつけの獣医師とよく相談しましょう。介護グッズもいろいろなものを試してみ、一番合ったものを使用しましょう。

3. しつけ

犬や猫が人間社会で生活していく場合、人と犬や猫の良い関係を築いていくために、そして周囲の迷惑にならないように、体型の大小にかかわらず、しつけは欠かせません。犬については、家庭内のルールとコミュニケーションの取り方、社会性を身につけさせるため、無駄吠えの防止、甘噛みのコントロール、「オイデ」、「マテ」といった基本的なしつけをしましょう。

犬や猫のことを勉強して、本能や習性を正しく理解してください。過度にかわいがり擬人化するようなことは、犬や猫にとっても不幸な結果になります。愛情を注ぎつつも、犬は犬として、猫は猫としてつきあっていくことが必要です。

4. 災害時の備え

地震などの災害が起きた時、人と同じように動物も被災します。避難場所には多くの方々が家族の一員である動物と一緒に避難してくるでしょう。しかし、避難所では動物が嫌いな方や動物の毛などによるアレルギーの方などと共同生活することになります。避難所で犬や猫が人の迷惑にならないよう日頃から準備をしておくことが必要です。

- 迷子札の装着

災害時に迷子にならないよう、犬に鑑札をつけることはもちろんですが、迷子札やマイクロチップを装着しておきましょう。

- 災害時に必要なしつけ

災害時に安全に避難するためには、周りへの配慮のためにも基本的なしつけができていないといけません。犬は「マテ」「オスワリ」などの基本的なしつけのほかに、こわがらずにケージに入ることができるようにしておくことも必要です。

- 災害時に持ち出すもの

持ち出し品には優先順位をつけましょう。フード、水、薬は健康や生命に関わるものから、第一に優先されます。最低でも5日分は必要です。次に飼育手帳(ペットの写真、治療中の病名、緊急連絡先などを記載したもの)です。それからペットに必要なもの(ケージ、ペットシートなど)です。これらはすぐ持ち出せるように準備しておきましょう。

- 避難にあたって

犬や猫を連れての同行避難が原則とを考えてください。そのためには、避難場所がどこなのか犬や猫を連れての避難が可能なのか、自治体の窓口に確認しておきましょう。また、緊急時に犬や猫を預かってくれる場所を確保しておくといでしょう。

IV 住宅密集地における犬及び猫の飼育

住宅密集地で犬や猫を飼うときは、近隣住民に迷惑をかけない飼い方が基本です。住宅密集地では、近隣との距離が近く、他人のことを考えずに飼育をすれば様々な問題が生じます。また、最近では高齢の犬や猫の遠吠え、夜鳴きなどで、周辺に迷惑をかけることも問題となってきています。最悪の場合、手放さざるを得ない状況になってしまうこともあるようです。

1. 犬を飼うとき、猫を飼うとき

① 犬

住環境によっても飼うのに適した犬の種類は異なります。一般に住宅密集地では鳴き声が大きな、よく吠える特性のある犬種は向かないと言われています。

鳴き声などによる近隣への迷惑の防止や犬とのコミュニケーションを容易にするため、犬はできれば室内で飼いましょう。特に集合住宅、過度に住宅が接しているような場合は、室内飼育をお勧めします。屋外ばかりで飼うことは、犬を家族から引き離すことになり、大変なストレスとなります。また、目が届きにくくなるため、しつけも難しくなります。屋外で飼う場合は、次のことを心がけてください。

- 犬の居場所は犬にとって快適な場所を選びましょう。暑さ、寒さ、雨の対策やノミ・蚊を避けるなどの配慮をしてください。犬小屋の周囲は常に清潔にします。
- 隣家との境界付近には、犬小屋を置かないなど、隣人に配慮しましょう。
- 外部からの刺激で吠えるような場合には、原因を調べてそれにあつた対策を行います。たとえば、外を人が通るのが気になる場合は、犬の居場所を移したり、外から見えないように植え込みを作ったりします。特定のものに対して吠えるようなら、そのものを遠ざけるなどの配慮も必要です。
- 散歩や犬と遊ぶ時間を設けるなど犬とのコミュニケーションを十分とるようにします。
- 鎖につないでいる時は、ストレスを与えないよう、できるだけ動きを制限しないようにし、長時

間つないだままにしないようにします。また、事故防止のため、周りのものが倒れたり、高所からものが落ちてきそうなどころにはつながらないようにします。

② 猫

猫は室内で飼うのが基本です。

屋外には危険がいつぱいです。また、地域住民にふん尿で迷惑をかけることもあり、トラブルの元になりかねません。上下運動のできる場所やリラックスできる場所を用意するなど、心理的、肉体的なストレスを与えないように配慮すれば室内で飼うことは可能です。

猫を飼うときは次のものを用意するよう心がけてください。

● 寝床

猫は狭いところが好きです。体がすっぽり入る程度の市販のハウス、または段ボール箱などにタオルなどを敷きます。キャリーケージを寝床として使えば、病院に行くときなどストレスを与えずに運ぶことができます。

● トイレ

市販の猫用トイレに猫用砂をいれたものを用意します。猫は汚れたトイレを嫌います。いつも清潔にしておきましょう。

● つめとぎ

家具や柱でつめをとぐのは飼い主としては困りものですが、これも猫の習性のひとつです。やめさせるのは無理なので、代わりに専用のつめとぎを用意しましょう。

● 首輪と迷子札等

万一迷子になったときのために、連絡先を書いた迷子札やマイクロチップなどを付けましょう。

● 遊び場

猫は上下運動を好みます。市販のキャットタワーなど、高低差のあるものを上手に使いましょう。

2. 複数頭飼育の際に注意しなければならないこと

犬や猫を複数飼育する、あるいは犬と猫と一緒に飼育する場合があります。複数飼育する場合にはいろいろと注意しなければならないことがあります。

- 動物には1頭1頭、それぞれ違った個性があります。犬同士、猫同士、犬と猫の折り合いが悪い場合もあります。
- オス同士で飼育する場合、順位争いに注意しましょう。
- 吠え声、臭い、ノミ、ダニなどの衛生面は1頭飼育以上に気をつけなければなりません。
- 不妊去勢手術の必要性を考えましょう。ケンカの軽減にもつながります。

3. 室内飼いの際に注意しなければならないこと

犬や猫の健康と安全の確保という観点から、室内飼いは有効な飼い方です。しかし、室内飼いにすることにより、人の生活と犬や猫及び犬猫同士の距離が近づくことによる弊害も起こり得ます。

- 穏やかな生活環境

犬や猫は家族の一員、パートナーです。犬や猫は人の感情を良く汲み取りますので、穏やかな気持ちで犬や猫に接することができるよう家族の間でもこころがけましょう。

また、犬や猫は人とは異なった生き物です。家族の一員とはいえ、犬は犬として、猫は猫としてある程度距離をもって接しましょう。擬人化して扱うことや溺愛はやめましょう。溺愛しすぎると、飼い主がいないと鳴くなどの問題行動を起こすことがあります。

- 室内の温度、湿度管理

犬や猫は夏場などの高温が苦手です。西日が強く当たるような環境や夏場に留守にするような場合、エアコンをかけるなど、適度な室温、湿度を保つ必要があります。その際、エアコンの風が直接犬や猫に当たらないよう注意しましょう。またいつでも自由に新鮮な水が飲めるようにしておく必要があります。

- 床材の配慮

フローリングなどで滑って関節を痛めるなどの事故が起きることがあります。滑る場合にはカーペットを敷くなどして、歩きやすくしてあげましょう。カーペットはよく掃除をして清潔にしましょう。ペット専用のカーペットもあります。

- 事故の防止

犬や猫は、いろいろなものを口にしたり、観葉植物や電気製品をかじったり、物を動かして高いところにあるものを落としたりと、思わぬ行動による事故をおこす可能性があります。普段からのしつけと同時に、事故を起こさないような室内環境に気を配る必要があります。

- タバコや化学物質の影響

タバコの副流煙は人だけでなく一緒に暮らす犬や猫の健康にも悪影響を与える可能性があります。受動喫煙の害に気をつけてください。

消臭剤、殺虫剤などの化学薬品にも注意して、犬や猫の近くで使用することは控えましょう。また、スプレーなどをまくと下に溜まりますので、換気を良くするようにしましょう。犬や猫は壁紙の接着剤など、いわゆるシックハウス症候群の原因物質になるようなものに対しても敏感です。これらの化学物質は、嗅覚の鋭い犬や猫には想像以上のストレスとなる可能性があります。

- 衛生害虫の発生防止

ノミ、ダニ、ハエなど衛生害虫の発生を防止するため、こまめに掃除を行いましょう。

4. 犬の散歩時に気をつけること

犬と人、他の犬などとのトラブルを防ぎ、快適な居住環境を維持・向上していくために、次のことを守りましょう。

- ふん尿の処理

散歩のときは必ず処理袋を携行し、ふんは自宅に持ち帰って処理をしましょう。場所によっては排尿の跡を水で洗い流すなどの配慮も必要です。

日ごろから、自宅で排泄を済ませてから散歩に行くような習慣をつけましょう。

- ノーリードで遊ばせない

散歩時だけでなく、公園などにおいても必ず犬にリードをつけてください。放し飼いは原則禁止とされているだけでなく、犬が交通事故にあつたり、人に危害を及ぼしたりする場合があります。散歩中の他の犬に対して危害を及ぼす、犬同士のケンカを止めに入った飼い主を咬んでしまう、子供に対してじゃれてケガを負わすなどの事故が起こっています。

犬を遊ばせる時は、ドッグラン(犬を自由に遊ばせる広場)などを上手に利用しましょう。

5. 集合住宅における犬及び猫の飼育

近年、ペットを飼育することのできるマンションが増えてきています。同じ建物内に多数の世帯が住み、共用部分もあるマンションなどの集合住宅では、犬や猫の飼育をめぐる近隣とのトラブルが発生しやすく、一戸建ての住宅に比べ、飼い主には細心の注意を払いながら飼育する責任があります。

(1) これから集合住宅で犬や猫を飼い始める方へ

これから集合住宅で犬や猫の飼育を計画されている方は、以下の点に注意しましょう。

- 衝動買いをしない

飼い始める前には、その集合住宅で犬や猫が飼育できるか、飼育条件(体重や頭数の制限など)はないか、家族全員の同意があるか、十分な世話ができるか、住環境は整っているかなど、よく検討してください。

- 犬や猫のことを勉強する

犬や猫の本能や習性を正しく理解してください。

- 不妊去勢手術をする

落ち着いた穏やかな性格になり、発情期に大声で鳴くことや、マーキングなどが少なくなり飼いやすくなります。

- 集合住宅に適した犬・猫を選ぶ

一般的にはエレベーターに乗るときに抱きかかえることができる、中小型種がよいでしょう。穏やかな大型犬も飼うことができますが、他の人が利用していない時にエレベーターを利用するなどの配慮が必要となります。犬については、鳴き声の問題が少なく、しつけがしやすい、抜け毛や体臭の少ない犬種について、「飼い主の会(ペットクラブ)」(後述Ⅳ. 4.(3)を参照)で実際に飼っている人やペットショップなどに相談をするとよいでしょう。

(2) 集合住宅における飼育の注意事項

集合住宅で犬や猫を飼育する際には以下の点に注意してください。他の居住者の迷惑にならないようにすることが基本です。

- 周囲には動物が好きではない人がいるかもしれません。最初に近隣への挨拶をしておくことで防ぐことができるトラブルもあります。上下、左右の部屋の居住者には犬や猫を飼育していることを必ず知らせてください。
- 犬や猫は自宅または管理者により指定された場所で飼いましょう。共用部分となっているベランダには、犬や猫を出さないようにしましょう。
- 犬や猫の毛が布団についた、食事中に犬や猫の毛が入ってきたといった苦情があります。自宅の居室内または指定された場所以外で、犬や猫にフードや水を与えたり、排便、排尿、毛の手入れ(ブラッシング)を行ってはいけません。また抜け毛などを排水管に流したりしないようにしてください。
- 犬や猫の鳴き声、室内での走り回りなどの騒音に注意し、近隣に迷惑をかけないようにしましょう。
- 悪臭が近隣に伝わらないよう、トイレの位置に気を配りましょう。
- ノミ、ダニ、ハエなど衛生害虫の発生を防止するため、こまめに掃除を行いましょう。害虫が発生したら、自分の家だけでなく、他のお宅に迷惑をかけるかもしれません。
- 集合住宅の共用部分で人に飛びついたり、尿をしてしまうかもしれません。エレベーターでは動物が苦手な人と同乗することもあります。共用部分では極力抱いて移動しましょう。エレベーターでは同乗者の了解を得るか、途中階で一旦降りるなどの配慮をしましょう。
- マンションの管理規約を遵守しましょう。



コラム 集合住宅のペット飼育について

一般的にペット飼育可の集合住宅は、以下のような対応をしているようです。

1. 管理組合又は貸主（以下「管理組合等という」）

- 管理組合等としてペットの飼育について議論を行い、可否を決め、許可する場合には飼育条件等を明確にする。
- 規約・細則を作成する。
- 飼い主の会（ペットクラブ）の指導・支援を行う。

2. 集合住宅管理規約・細則

集合住宅でのペットの飼育に関しては、それを認める、認めない等の基本的事項は規約で定め、認める場合は手続き等の細部の規定を使用細則で規定することが多いようです。

● 規約

国土交通省が「マンション標準管理規約」の中でペット飼育を容認する規約例を示しています。

● 細則

自治体などでは細則を定めている場合もあります。

(3) 飼い主の会（ペットクラブ）

集合住宅では、ペットの飼い主は、適正な飼育をするように「飼い主の会（ペットクラブ）」などを設けて適正な飼い方について普及しましょう。飼い主の会（ペットクラブ）は、管理組合等の指導の下、飼い主全員、及びその他の入会を希望する居住者で構成される組織です。

飼い主の会（ペットクラブ）の役割は次のとおりです。

- 飼い主とその他の居住者が相互の友好を深め、連携してペットの正しい飼い方の普及を行う。
- ペット飼育におけるモラル向上をめざし、住人全体にペットの飼育を認めてもらえるよう努める。
- 規約などに違反した飼い主に対して、適切な飼い方を指導する。

- 集合住宅内の共用部分や周辺的环境や衛生の保持に努める。

具体的な活動は次のようなものがあります。

- 飼育ペットの登録を行う。
- マナー講習会などを実施する。
- 飼育の規約を作成する。
- ペットに関するクレームの受け皿になる。
- 集合住宅及びその周辺の清掃活動に取り組む。

コラム 補助犬について

補助犬とは、盲導犬、聴導犬、介助犬など、目や耳、からだの不自由な人のために働く犬の総称で、「身体障害者補助犬法」により認定された特別な訓練を受けた犬です。

法律で公共施設・交通機関、不特定多数の人が利用する施設などは、同伴を拒んではならないと決められています。

公共施設はもちろん、その他の場所でも同伴することができるわけですから、補助犬及びその使用者が困ることがないように、周りが理解しなければいけません。

街中などでも補助犬をみかけたら不必要に声をかけない、手を出さない、優しく見守るなど、配慮しましょう。また、使用者の方が困っているようであれば、「何かお手伝いすることはありますか」と声をかけてください。



V 地域猫

1. 飼い主のいない猫の現状

全国の自治体で約20万頭の猫が収容され、その多くが殺処分されています。また殺処分される猫のほとんどは、不妊去勢手術をされていないために生まれた、生まれて間もない子猫です。

飼い主のいない猫も地域住民で適切な管理を行えば、猫による様々な被害を減らしていくことが可能となります。また、時間はかかりますが、猫の数を減らすことに成功した事例もあります。

そのためには、地域住民の合意のもと、それぞれの地域の実情に合わせたルールづくりが必要です。

※地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

2. 地域猫活動

地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要としますので、当面は、これ以上猫を増やさない、餌やりによる迷惑を防止するなどを目的としています。地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があります。

地域猫は野良猫とは異なります。フード、水やりの場所は決められ、排泄物の処理や周辺の清掃なども行われます。不妊去勢手術が行われることで数が増えることが抑えられます。

地域住民は猫による被害の現状を十分認識し、野良猫を排除するのではなく、地域住民が飼育管理することで、野良猫によるトラブルをなくすための試みであることを理解しなければなりません。

同時にこれ以上飼い主のいない猫を増やさないために、飼い猫を捨てることは犯罪になることを周知し、捨て猫の防止を徹底していく必要があります。

いくつかの自治体では、飼い主のいない猫に関するガイドラインが作成されています。

3. 地域猫活動の実際

(1) それぞれの役割

- 地域猫の世話をする人(活動の主体)

飼い主のいない猫対策に取り組む主体になります。

地域住民のボランティアを中心に、趣旨に賛同したその他の地域住民や地域猫活動に経

験を持つボランティア団体などとともに活動を行います。

代表者を決め、グループ、集団で役割分担しながら活動します。

- 行政

地域猫活動の普及啓発をはかります。

地域の対策に沿って必要な支援を行います。

具体的には、活動資金の助成、住民や関係者の連絡調整、ボランティア団体と連携したノウハウの提供、活動グループのネットワーク化、ガイドラインの普及、適正飼育の指導などがあります。

- ボランティア団体

経験があるボランティア団体などに地域住民の相談に応じてもらったり、活動に参入してもらおうと効果的な場合があります。

(2) 地域の合意

地域猫活動の実施には周辺住民の理解が必要であり、自治会としての合意は重要です。地域猫活動は、一方的に行えば人間同士のトラブルの原因になりかねません。

まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対な方も含めてください。

事前に各関係者が集まり現状を確認した上で、活動を行うかを検討し、意思の統一を確認した上で活動を始めることが必要です。

(3) 活動のルール作り

参加者で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作ります。

代表者を決め、トラブル・問題が発生した場合は対処します。代表者の連絡先などは明確にしておきます。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残しておくことで役に立ちます。

地域猫活動を行うことが決まったら、地域猫の世話をする人、自治会及び地域住民が集まり説明会を開きます。

(4) エサやり

エサやり場は地域住民の迷惑がかからない場所に固定します。

エサは決められた時間に与え、それ以外是与えないようにしましょう。量は猫が食べきれるだけを与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃をしましょう。置きエサは絶対にやめましょう。カラスがきたり、ハエ・ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になります。

エサや水は健康維持を考えて十分配慮してください。残飯を与えた場合には、猫のふん尿の悪臭を誘発し、また、猫が人間の食べ物の味を知ることによりゴミなどを漁ってしまう場合もあるの

で、キャットフードを与えます。

(5) トイレの設置

周辺住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄場所は常に清潔に保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。

定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所に排泄してしまっても、すみやかに処理、清掃します。

(6) 不妊去勢手術

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。性成熟する前(生後6ヶ月頃)に、オス、メスともに行うことが望まれます。飼い主のいない猫の寿命は4～5年と言われています。このため、地域の全ての飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行えば、不幸な子猫の繁殖が防げ、だんだんと数が減っていくこととなります。また、手術をすることにより性質がおとなしくなり、行動範囲が狭くなって、発情期の鳴き声やマーキングなども抑えられます。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術は、猫の捕獲が予定どおりいかないことや院内感染源となる可能性があるなど、獣医師の負担も大きいようです。事前に、活動に理解のある動物病院へ協力を依頼しておく必要があります。

捕獲は1回で完了しないため、不妊去勢手術した猫と、未実施の猫の識別をする必要があります。識別する方法としては、V字カット、耳ピアス(ビーズ)、マイクロチップなどがあります。

(7) その後の管理

世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。

世話をしている猫には首輪、名札などの目印をつけ、他の猫とは区別します。

感染症予防のため健康状態を把握し、異常を見つけた場合は、活動の代表者や獣医師に報告するなどの処置をします。

繁殖制限を受けていない猫が入ってきた場合など、個体把握をしていれば対処が早くなります。また、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

(8) 猫の譲渡(飼い猫化していくために)

地域猫から飼い猫になった例もあります。

捕獲した猫を新しい飼い主に譲渡する場合には以下のことに注意します。

譲渡を目的とする捕獲は、原則的に、猫に無用な警戒心を与えないために捕獲器の使用は控えます。譲渡先の飼育に問題を生じさせないためにも、継続的なエサやりにより飼い猫に近い状態まで人に慣れさせてから捕獲します。

新しい飼い主へは、地域猫であったことやその習性、留意事項を正しく伝えるとともに、終生飼

育・適正飼育のために本ガイドラインを紹介して、適正飼育に関する情報提供を行います。

コラム TNR活動

TNR 活動は、地域猫活動の基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を施して元のテリトリーに戻す（Return）活動のことです。



VI 迷惑防止策

住民の中には犬や猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人がいます。敷地内に入ってきた犬や猫のふん尿に悩まされる場合もあります。また、猫がペットの小鳥や金魚をとったりする場合があります。犬や猫が家の敷地に入っこれられないようにする方法を紹介します。

- ごみの処理を確実にして、荒らされないようにする。
- 犬や猫が入れないように網やネットなどで進入路を防ぐ。
- 猫は水を嫌うので、通り道、ふんをする場所に水をまく。
- 市販の猫専用忌避剤、酢、木酢液などを散布する。
- 市販されている超音波発生器（センサーが猫をキャッチすると超音波を放射する機器）などの猫よけグッズを使用して猫の侵入を防ぐ。
- 迷惑防止策のプレートなどを自治体からもらって貼る。
『犬のふん放置禁止』など、市区町村や保健所で配布していることがあります。

コラム 動物の遺棄・虐待は犯罪です

動物愛護管理法では、動物の遺棄・虐待行為について以下のとおり規定しています。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

犬猫の殺傷はもちろん、子犬や子猫を捨てる行為や、必要な食事や水を与えないといった行為などは絶対に行ってはなりません。飼い主には大きな責任があることを自覚しましょう。



VII 困ったときの相談先

わからないことや困ったことがあれば、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理担当部署、あるいは最寄りの動物愛護センター、保健所、獣医師会などに相談しましょう。

また全国組織である財団法人日本動物愛護協会、社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会や地域の動物愛護関連の公益法人などでも相談を受けているところがあります。

本ガイドラインの策定に当たっては、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン制定検討委員会」で検討しました。

○住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン制定検討委員会委員名簿

氏名	所属
浅野 明子	高木國雄法律事務所 弁護士
岡崎 留美	東京都動物愛護相談センター多摩支所 指導監視係長
佐々木 浩	筑紫女学園大学短期大学部 教授
鈴木 眞二	静岡県富士保健所 動物保護第2指導班 主幹
吉野 功	財団法人日本動物愛護協会 事務局長

(50音順、敬称略)

<参考資料>

本ガイドラインの策定に当たり、以下の資料を参考にしました。

- ・「集合住宅におけるペット飼育ガイドライン」 静岡県厚生部生活衛生室
- ・「飼い主のいないねこの管理マニュアル(試行版)」 静岡県厚生部生活衛生室
- ・「災害に備えよう」 緊急災害時動物救援本部
- ・「集合住宅における動物飼養モデル規程」 東京都衛生局
- ・「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」 川崎市健康福祉局
- ・「福岡市ねこと共生ガイドライン」 福岡市動物管理センター
- ・「犬の飼い方」 東京都福祉保健局
- ・「猫の飼い方」 東京都福祉保健局
- ・「佐賀市地域猫推進基本方針」 佐賀市環境下水道部
- ・「立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン」 立川市環境下水道部
- ・「和光市猫の飼育ガイドライン」 和光市市民環境部
- ・「長崎市猫の適正飼育ガイドライン」 長崎市福祉保健部
- ・「人と猫が共生できる街をめざして」 横浜市 磯子区福祉保健センター
- ・「青葉区ねこと暮らしガイドライン」 横浜市 青葉区福祉保健センター
- ・「西区猫の飼育ガイドライン」 横浜市 西区福祉保健センター
- ・「目黒区ネコの飼育ルール」 目黒区保健所
- ・「練馬区飼い主のいない猫の地域猫活動ガイドライン」 練馬区保健所
- ・「杉並区における猫の適正飼育と飼い主のいない猫対策」杉並区動物対策連絡会
- ・「飼う前に考えて！」 環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
- ・「あなただけにできること」 環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
- ・「捨てないで迷子にしないで」 環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
- ・「まもれますか？ペットの健康と安全」 環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
- ・「めざせ！満点飼い主」 環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室

(順不同)



発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>
平成22年2月発行

地球のいのち、つないでいこう



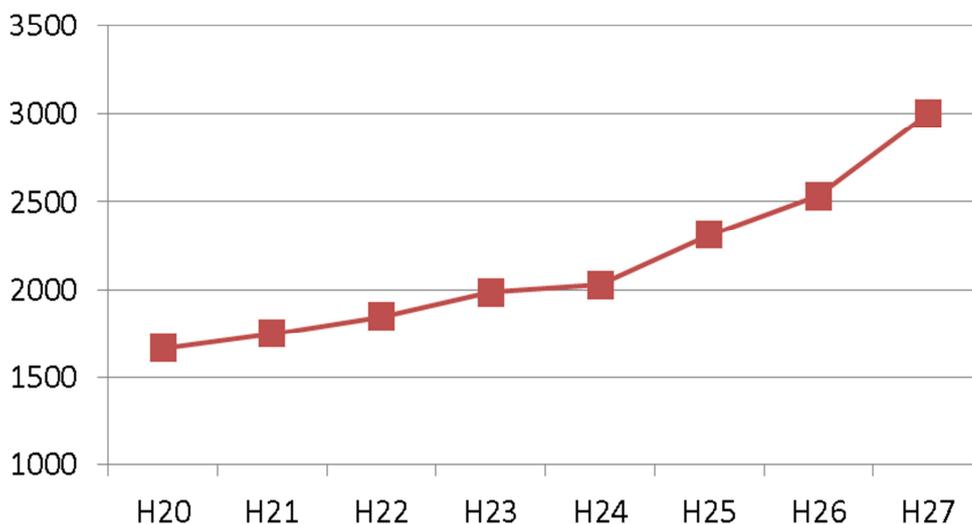
生物多様性



2 兵庫県統計資料

(1) 猫の苦情・相談受付件数

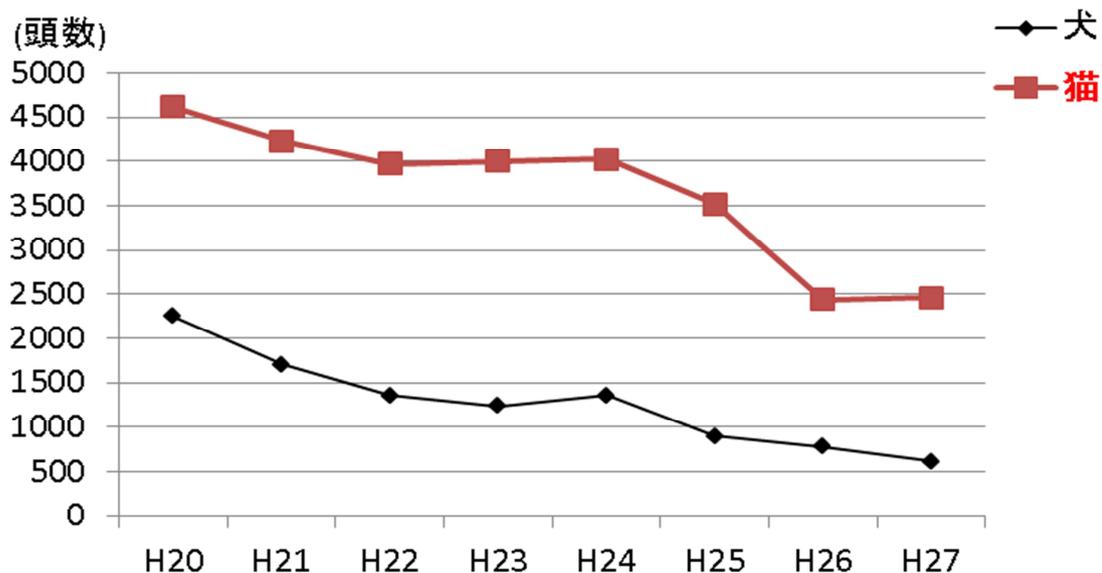
(受付件数)



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
受付件数	1665	1749	1847	1984	2026	2311	2532	2998

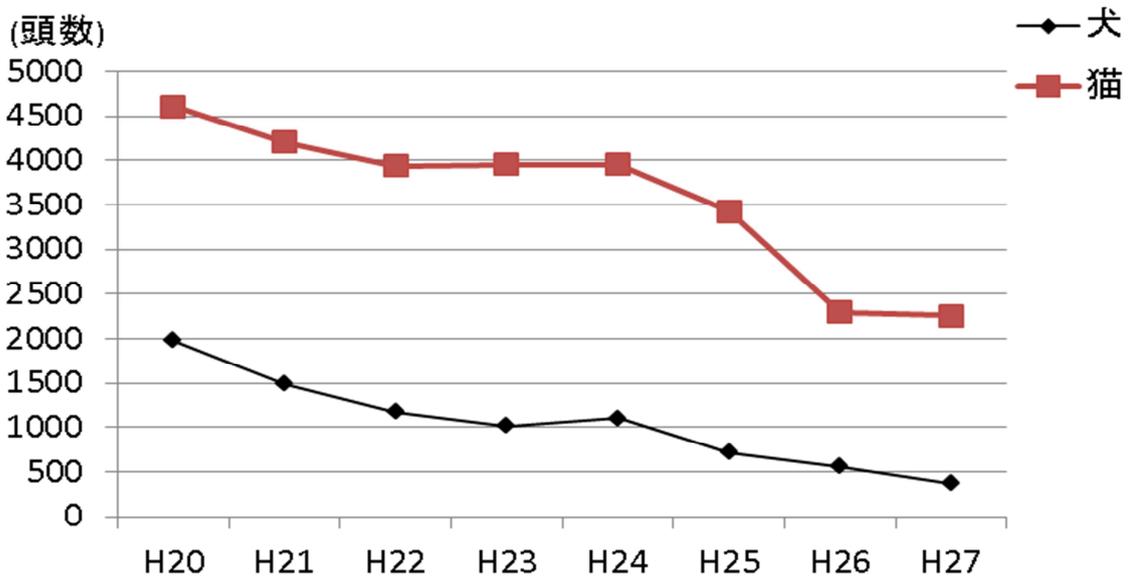
(2) 収容、引取り頭数

(頭数)



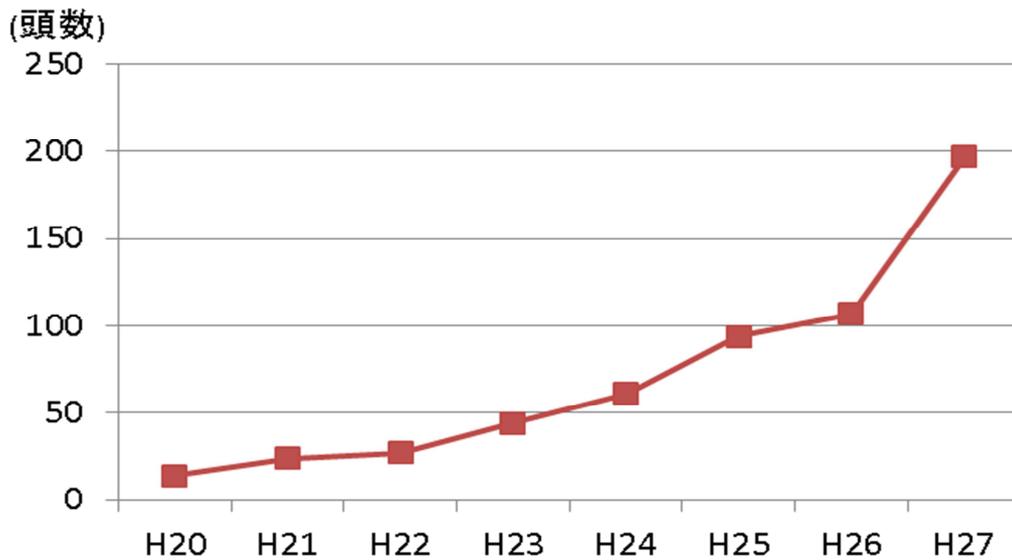
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
猫 収容・引取頭数	4622	4229	3973	4003	4022	3521	2436	2458

(3) 殺処分頭数



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
猫 殺処分頭数	4614	4208	3942	3958	3955	3422	2299	2260

(4) 猫の譲渡頭数



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
譲渡頭数	14	24	27	44	61	94	107	197

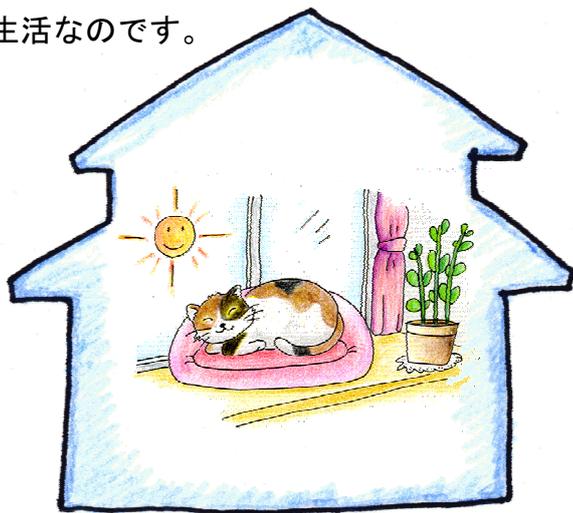
3 啓発資料

ねこと楽しく暮らすために・・・

1 屋内飼育で快適生活

「閉じ込める」のは、かわいそう！」なんて思っていますか？

ねこは、本来広範囲を動き回る動物ではありません。屋外には、交通事故や喧嘩によるケガ、病気の感染などたくさんの危険が待ち受けています。屋内飼育は、ねこにとって安全で快適な生活なのです。



2 不妊手術をしよう！

「不妊手術」は、かわいそう！」なんて思っていますか？

避妊・去勢手術は、ねこにとっても、飼い主にとってもたくさんのメリットがあります。動物病院に相談し、早期に手術を受けましょう！

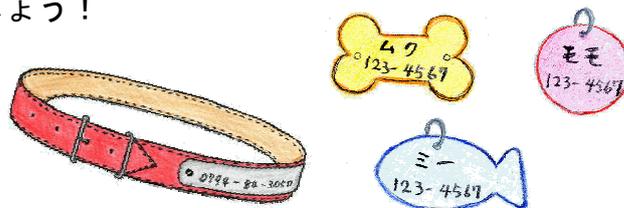
不妊手術のメリット

- ① 発情期がなくなり安定した生活
- ② 性ホルモンに起因する病気の予防
- ③ 性ホルモンに起因する問題行動（マーキング等）の発生率低下
- ④ 繁殖制限



3 名札をつけよう！

“万が一”の時のために、自分の飼いねこであることがわかるよう、ねこには名札等をつけましょう！



もし、いなくなったら・・・

最寄りの動物愛護センター及び警察署に、すぐに連絡しましょう！



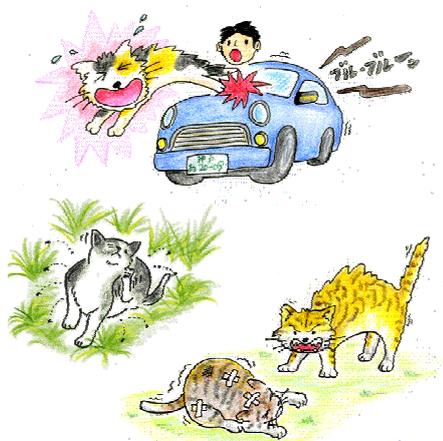
兵庫県動物愛護センター

ねこと楽しく暮らすために・・・

屋内飼育で快適生活！

「閉じ込める」のは、かわいそう！」って思っていませんか？

屋外には、交通事故やケンカによるケガ、病気の感染など危険がいっぱいです。屋内飼育は、ねこにとって安全で快適な生活です。



不妊手術をしよう！

避妊・去勢手術は、ねこにとっても、飼い主にとってもたくさんのメリットがあります。動物病院に相談し、早期に手術を受けましょう！

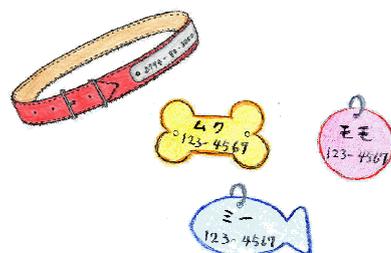
不妊手術のメリット

- ・発情期のない安定した生活
- ・性ホルモンに起因する病気の予防
(ex. 乳腺腫瘍、前立腺肥大)
- ・性ホルモンに起因する問題行動の発生率低下
(ex. マーキング等)
- ・繁殖制限



名札を付けよう

“万が一”の時のために、ねこには連絡先を書いた名札等をつけましょう！



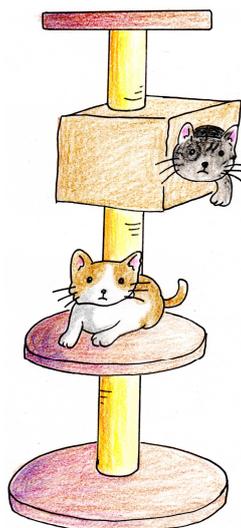
迷子になってしまったら、最寄りの動物愛護センター及び警察署に、すぐに連絡しましょう！



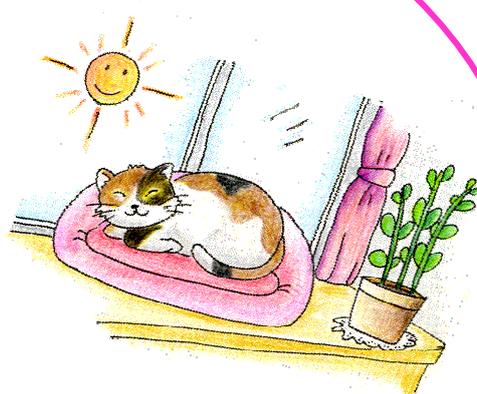
これで、ねこも大満足！



- ・十分なエサと水
- ・いつも清潔なトイレ
- ・爪とぎ



- ・上下運動ができる空間
- ・安心できる隠れ場所



- ・外が眺められる場所



ねこにえさを与える前に

—他人に迷惑をかけないために—

「おなかをすかせている野良猫にえさをあげたい」
という気持ちは人として誰もがもっている大切な気持ちでしょう。



安易な気持ちでえさを与えた結果、不幸なねこ
をどんどん増やしてしまうということにつな
がりがねません。

また近所に迷惑をかけ続けることにもなるでしょう。
ねこ好きな人がねこ嫌いをつくるといわれる所以です。

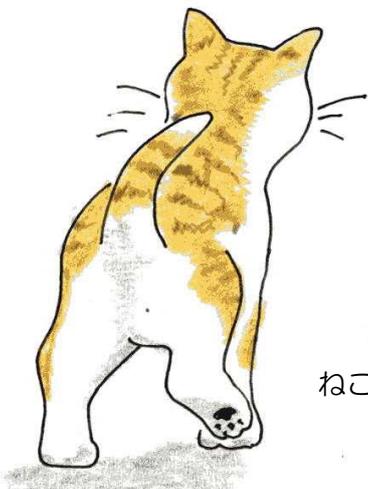


えさを与えているだけでねこを飼っていると言えるでしょうか。
あなた自身が責任をもって一生世話ができるかどうか
えさをあたえる前にもう一度よく考えてみてください。

兵庫県動物愛護管理推進協議会

飼い主の責任として —他人に迷惑をかけないために—

あなたは、飼いねこが家の外と中を自由に行き来できるようにして飼っていませんか。



ねこを、自由に外出させることで他のねことのけんかによる負担や伝染病に感染する機会をふやしたり、交通事故など**ねこの寿命を縮めてしまう**こととなります。

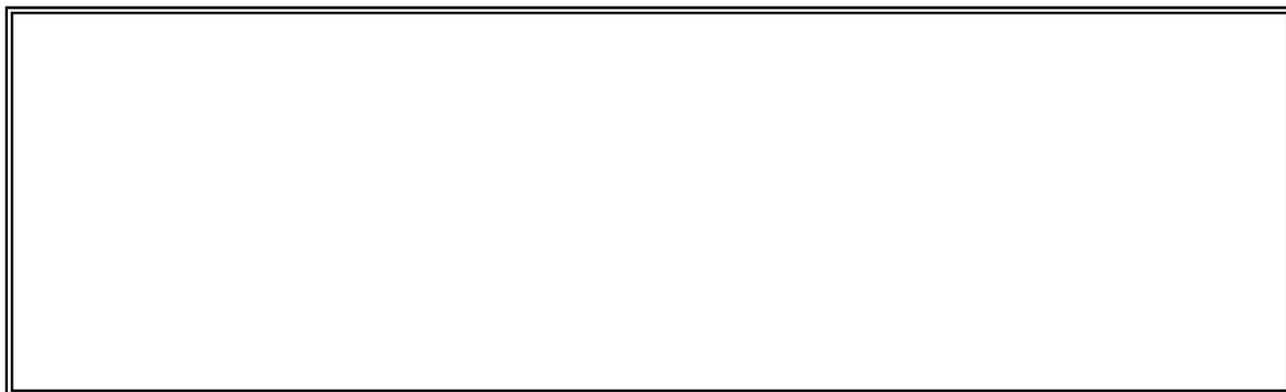
子
ねこには**名札**を付けましょう。

あなたはすべてに新しい飼い主を見つけることができますか？



また不妊手術は生殖器特有の病気を防いだり、尿マーキングや発情期特有の鳴き声を押さえるといった効果もあります。

- ◆ **ねこは家の中で飼うようにしましょう。**
- ◆ **飼いねこは不妊手術をうけさせるようにしましょう。**
- ◆ **愛情を持って終生飼育しましょう。**



ねこにえさを与える前に — 一度考えてみてください —

ねこは、ねこ社会のルールがあります。

の野らねこは、えさば餌場を確保するためになわばりを持ちたんどく単独でこうどう行動します。
ねこ社会のルールとして次のようなことがあります。

- ① 規則正しい生活をしています。
一定の寝ぐら、餌場、休憩場所を決めており、毎日、規則正しく巡回します。
- ② お互い出会うのを避ける。
ねこ同士なるべくお互いに鉢合わせしないよう生活しています。
- ③ 早い者勝ち。
休憩場所や餌場では、基本的に早い者勝ちです。
- ④ おしっこは、交通信号。
なわばりの確保だけでなく、おしっこの臭いが新しい場合は、「赤信号」として鉢合わせを避けることになります。
- ⑤ 高いところにいるものの方が優位
塀の上にいるねこの方が優位となります。



あなたは、ねこのこうどう行動を
どれだけりかい理解してますか？

兵庫県動物愛護管理推進協議会

ねことの共存を考える

あなたが餌^{えさ}を与えて続けると・・・

多くのねこが一カ所^{いちかしよ}に群れることになります。



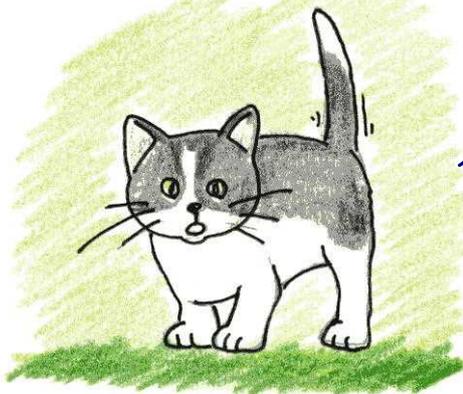
このようにねこが群れると・・・

ねこの問題として

- ① ねこ同士のケンカが多発
- ② 伝染病の感染が多発
特に子ねこの感染が多くなります。

人間の問題として

- ① 近隣への糞尿などの迷惑
 - ② 砂場など衛生上の問題
 - ③ ごみをあさるなどの問題
 - ④ 子ねこが次々生まれ、ねこの増加問題
- いろいろなトラブルの原因になります。

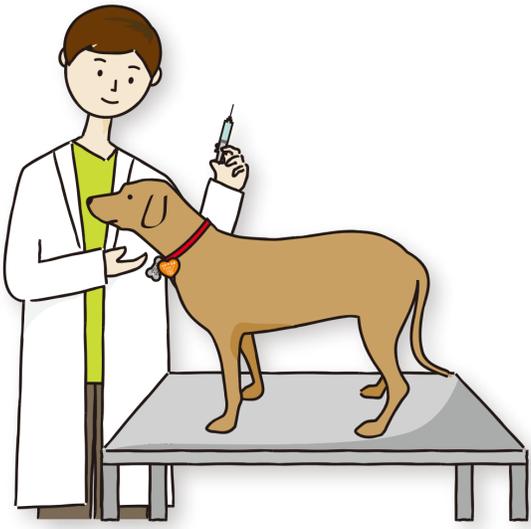


安易な気持ちでえさを与えた結果、不幸なねこをどんどん増やしてしまうことになりかねません。

えさをあたえる前にねことの共存をもう一度よく考えてみてください。

お問い合わせ先

兵庫県動物愛護管理推進協議会



病気の知識と予防

動物の病気や感染症等について正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払いましょう



終生飼養

動物の種類や習性などを正しく理解し、動物がその命を終えるまで飼い続けましょう



迷惑防止

鳴き声や毛、羽毛などの飛散、臭い、排泄物など、日頃から周囲の方への配慮を心掛けましょう

みんなで守ろう!! 飼い主の7か条

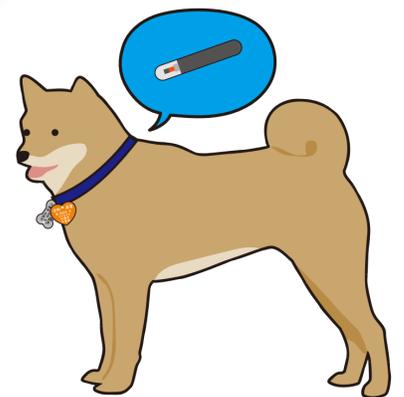


繁殖制限

飼っている動物が増えすぎて管理ができなくなることをないように不妊・去勢手術をしましょう

飼い主になるということは全てに責任をもつことです。「ペットの命を預かる責任」「ルールやマナーを守り、周辺地域に

迷惑をかけない責任」を果たしましょう。



身元表示(所有明示)

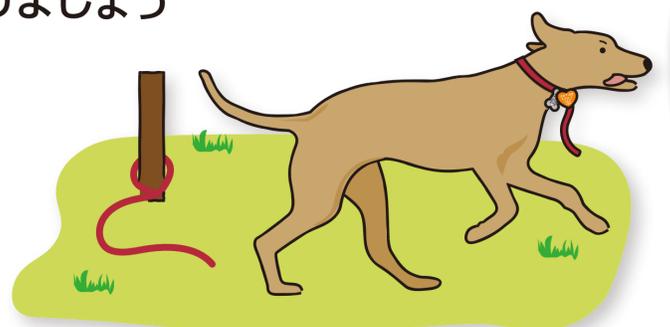
飼い主がわかるよう、首輪や迷子札、脚環、マイクロチップ等をつけましょう

災害対策

備蓄品の準備、避難訓練、日常生活におけるしつけ等をしておき、災害時には同行避難しましょう

逸走防止

動物が逃げ出したり迷子にならないように、必要な対策をとりましょう



猫は室内で飼おう！

室内飼育のメリット

- ① 交通事故にあう危険がない
- ② 感染症にかかる危険が少ない
- ③ ご近所トラブルが少なくなる
- ④ 虐待などの被害にあうことがない

室内飼育のデメリット

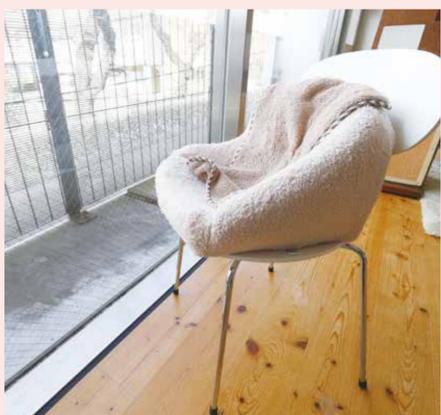
猫が退屈しやすい

- ▶ 環境を整え飼い主がコミュニケーションをとることで、猫は室内飼育でも十分に幸せに暮らせます！！

猫に快適な室内環境

室内の安全対策

- 脱走しないように、窓や扉の戸締りを徹底しましょう。
- 口にすると危険なものを片づけましょう。(電気コード、観葉植物など)



外を眺める場所

窓の外を見ることが刺激を与えられ、「退屈」を感じにくくなります。



くつろげる場所

柔らかな布の上、暖かな場所を好みます。



隠れ場所

猫は本来臆病な動物です。驚いたときに猫が逃げ込めるスペースを用意しましょう。



猫にとって快適なトイレ環境

- ・トイレの数「猫の頭数+1」
- ・大きめのトイレを選ぶ
- ・好きな砂の種類を使う
- ・清潔に保つ

トイレ

猫は非常にきれい好きで、トイレにこだわりがあります。



上下運動

上下運動や動き回れる空間があると、猫は自分でエネルギーを発散できるため、問題行動の予防になります。

入り組んだ動き回れる空間



爪とぎ

猫は爪とぎの習性があります。家具や柱などで爪を研がないように、専用のものを用意しましょう。



ケージ

子猫のうちから習慣づけて上手に使うとよいでしょう。災害時や入院時にも役に立ちます。

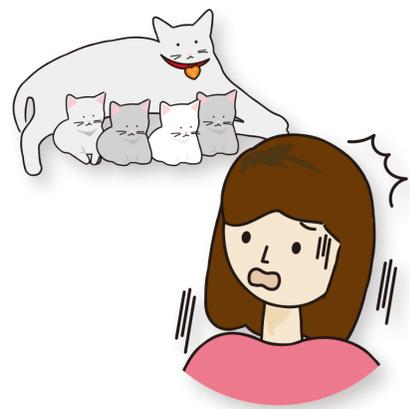
飼い主とのコミュニケーション

室内飼育されている猫の場合は他の社会や動物との接点がないので、その分飼い主が毎日コミュニケーションを図り、かまってやる必要があります。話しかけたり、なでたり、おもちゃを使って遊んだりする時間を作りましょう。

不妊・去勢手術をして 飼いましょう



動物は本能で繁殖を行い、自らの意思で繁殖をコントロールすることはできません。望まれない命を生み出さないためにも、責任を持って世話ができる頭数を飼育しましょう。



不妊・去勢手術の主な利点と欠点

	不妊手術(卵巣と子宮の除去)	去勢手術(精巣の除去)
利点	<ul style="list-style-type: none"> ●望まない妊娠がなくなる ●卵巣や子宮の病気や乳腺腫瘍などの予防 ●発情期特有の困った行動がなくなる (大きな鳴き声、トイレ以外での排尿、外に出たがる、神経質になる等 犬では発情に伴う出血もなくなる) 	<ul style="list-style-type: none"> ●精巣や前立腺、肛門周囲の病気の予防 ●メスへの興味による性的ストレスの軽減 ●発情期特有の困った行動がなくなる (大きな鳴き声、無駄吠え、マーキング、ケンカ、攻撃性、脱走など)
欠点	<ul style="list-style-type: none"> ●手術には全身麻酔のリスクがあるが、適切な麻酔管理で軽減できる ●肥満傾向になるが、適切な食餌管理と運動で防げる ※メスでは尿失禁が起きる場合があるが、治療できる 	

1頭のメス猫が…



1年後には**20**頭以上



2年後には**80**頭以上



3年後には**2000**頭以上

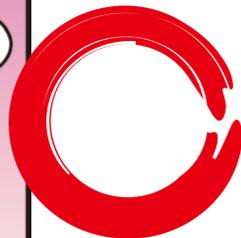
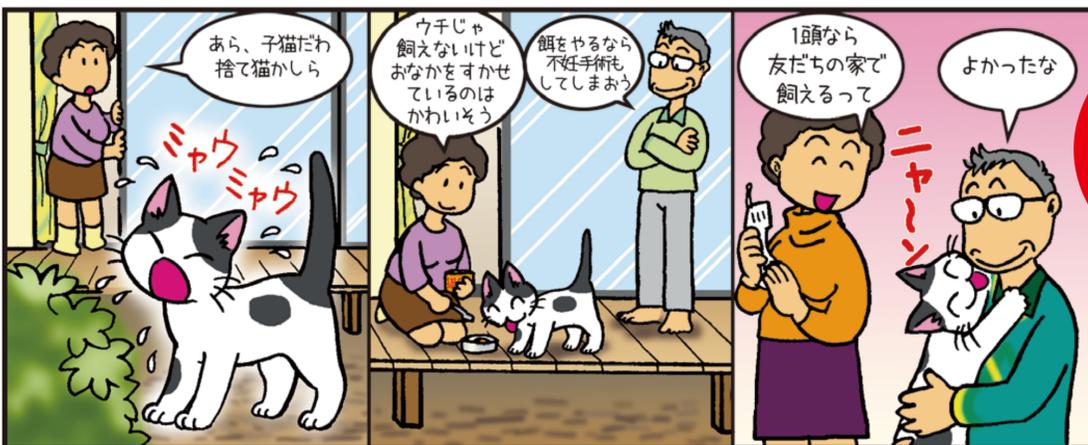


- メス猫は生後4～12ヶ月で子猫を産めるようになり、年に2～4回発情期があり、1回に4～8頭の子猫を産みます
- メス犬は生後6～9ヶ月で子犬を産めるようになり、年に約2回発情期があり、1回に3～10頭の子犬を産みます

無責任に餌をあげるのは やめましょう



これは
ダメ!!



正しくは
こちら

自治体に引き取られる猫のうち約7割が子猫です。
不妊去勢手術、排泄物や残飯などの清掃を行わず、かわいそうだからと
無責任に餌だけを与える行為は、本当に猫にとって幸せなことでしょうか？

4 相談・問合せ先 (兵庫県動物愛護センター)

相談・問合せ先	管轄市町
<p>◆ 動物愛護センター 尼崎市西昆陽4丁目1-1 TEL 06-6432-4599</p>	<p>芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 篠山市 丹波市 猪名川町</p>
<p>◆ 三木支所 三木市志染町窟屋1242-48 TEL 0794-84-3050</p>	<p>明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可町 稲美町 播磨町</p>
<p>◆ 龍野支所 たつの市龍野町富永1311-3 TEL 0791-63-5146</p>	<p>相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町</p>
<p>◆ 但馬支所 養父市堀畑587 TEL 079-666-8071</p>	<p>豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町</p>
<p>◆ 淡路支所 淡路市塩田新島5-3 TEL 0799-62-5811</p>	<p>洲本市 南あわじ市 淡路市</p>

ホームページ <http://hyogo-douai.sakura.ne.jp>